
○議長（木下一己君） ただ今から、平成29年第4回下川町議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、8名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、4番 奈須憲一郎 議員及び5番 大西 功 議員を指名いたします。

○議長（木下一己君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの3日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月15日までの3日間に決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告事項は御手元に配付しておりますので、朗読を省略し報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（谷 一之君） 皆さんおはようございます。行政報告を行う前に、今定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

本年も早いもので4月の年度開始から8か月を経て師走の時期を迎え、余すところ18日ほどとなってまいりました。

本年は降雪も早く、今朝ほどは暴風雪にて除雪に追われる時間を過ごされたことと推察するところでございます。

このような折、大変御多用の中、議員各位には第4回議会定例会に御出席を賜り、心より感謝申し上げる次第でございます。

本定例会に提案させていただく議案は、条例案件4件、単行案件4件、予算案件7件の計15件であり、そのほか1件について行政報告をさせていただくところでございます。

議員各位には、議案審査に当たりまして、更なる御指導を賜りますようお願い申し上げます。

げ、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは行政報告を申し上げます。

一般財団法人 下川町ふるさと開発振興公社の平成 29 年 4 月から 9 月までの上期営業成績と中間決算について御報告を申し上げます。

始めに、五味温泉の運営状況について御報告を申し上げます。

利用客の入館状況についてであります。宿泊、日帰りを合わせた利用者数は 45,792 人で、前年と比較し 1,016 人、2%増加しているところであります。

宿泊客は 3,862 人で、1 日の宿泊許可人数に対する稼働率は 51%で、前年と比較し 2%の増加となっております。

日帰り客につきましては 41,930 人で、1 日平均 238 人のお客様に御利用をいただいております。前年同期に比べ 2%の増加となっております。

次に、五味温泉事業の収支状況等についてであります。本年 4 月から 9 月までの営業日数は 176 日で、収入は前年と比較し 1%減の 6,645 万円となっております。

また、事業費といたしましては、前年比 4%増の 6,459 万円となっており、上半期事業収支差額は 186 万円の利益となっております。

今後の経営見通しであります。さきの理事会での中間決算状況では、今期の当初予算のとおり、収入 1 億 3,053 万円、支出で 1 億 3,017 万円を見込み、経営努力の継続により、当期収支差額 35 万円の黒字決算を見込んでいるところであります。

次に、クラスター推進事業の概要であります。クラスター推進部は、地域活性化に資する調査研究や、産業クラスター推進による企業・団体等の支援、新産業の創造を目指し、事業化に至るまで一貫した総合的な支援を行っております。

町の運営費助成金を基本として、地域振興に関する調査研究のほか、地域製品の販売促進を継続して行っております。

また、環境未来都市の具現化を推進するため、炭素本位制普及啓発や、先駆的空き家対策モデル事業などの活動を行っております。

以上が本年度の中間決算における状況であります。厳しい社会情勢の下、五味温泉事業につきましては、経営努力によって黒字決算を見込める状況にあり、関係各位の御努力に敬意を表する次第であります。

クラスター推進事業は、本町の産業振興と地域活性化の推進に必要不可欠であり、更なる御努力をお願いするところであります。

また、8 月に指定管理者として指定し、11 月 9 日にオープンいたしました宿泊研修交流施設「結いの森」につきましても、開設に向けて開設準備段階から連携して施設管理・運営等の検討を進めてまいりました。

今後、施設利用者のニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的、効率的な管理運営を目指すところであります。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第5 一般質問を行います。

御手元に配付いたしました質問要旨の順に発言を許します。

質問番号1番、1番 近藤八郎 議員。

○1番（近藤八郎君） それでは一般質問させていただきますが、今回はこのように演壇の位置も変わりましたし、一番大きなことは、議会の活性化ということでインターネットによる動画配信という最初の議会でもございます。しかも傍聴にはたくさん的高校生も見えておりまして、私も大変緊張しておりますので、これから限られた時間、質問いたしますのでよろしく御答弁のほどお願いいたします。

それでは、通告しております質問に沿って申し上げますけれども、スポーツ少年団活動の支援と広域連携について、町長並びに教育長に考え方を伺いたいと思います。

町内のスポーツ少年団は、現在6団体80名弱の団員と、指導者、保護者が一体となって競技力向上や仲間づくりに努力しているということは御承知のところでもございます。

しかも近年は少子化の影響も顕著で、活動休止や解散する団体も過去にあり、少人数団体については遠征費や用具・ユニフォームといった備消耗品費などの負担増が常在しております。子供たちの活動を支える関係者にとっては、これは大変大きな障害となっているところでもございます。加えて指導者不足や、種目によっては指導者が不在のほか、適切な施設がない、こういったところで団体活動に支障が生じたり、特に近隣の自治体の少年団に所属して活動する事例が最近特に見受けられます。

このことは子供たちの夢や希望を制限するばかりでなく、可能性までも抑制することとなり、下川町が抱えておりますスポーツの振興を通じた人づくり、まちづくりにも少なからず影響を与えるのではないかというふうに思っております。

そこで、2点について、町長若しくは教育長に考え方を伺いいたします。

1点目は、年度当初に述べられます執行方針の基本目標でございます「個性・可能性・魅力を伸ばす人づくり」で、「生涯学習・スポーツの推進」として、少年団活動を支援するとあります。さらには、教育行政執行方針でも同様に述べられているところは御承知のところでもございます。

生涯スポーツの振興を具現化するため、いわゆる補助制度創設などの青少年育成基金の運用拡大を図る考えはないかどうかを1点目にお伺いしたいと思います。

2点目には、スポーツ少年団活動の多様化と広域化が顕著であることから、近隣自治体が連携をして子供たちの可能性を引き出す具体策として、指導者の相互派遣、あるいは施設の相互利用、そして障害となっております活動費の負担軽減をする考えはないかどうかの2点についてお伺いしたいと思いますので、よろしく御答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「スポーツ少年団活動の支援と広域連携」について、お答えをさせていただきたいと思います。

本町のスポーツ少年団は、スポーツの歓びを一人でも多くの子供たちに伝えたいと、地域の多くの方々に支えられて発展してまいりましたが、少子化等の影響により団員数が減少し、活動費の確保や、指導者や審判員の養成確保が困難になってきている状況については御指摘のとおりと考えてございます。

御質問の1点目、生涯スポーツの振興を具現化するため、青少年育成基金の運用拡大を図る考えについてであります。少年団活動に対しましては、町からスポーツ少年団本部を通じて交付金により支援しているところであり、青少年育成支援事業に対し、青少年育成基金から財源充当しているところでもあります。

今後においても、基金を有効に活用できるよう運用してまいりたいと存じます。

御質問の2点目、スポーツ少年団の多様化と広域化が顕著であることから、近隣自治体が連携して子供たちの可能性を引き出す具体策を検討する考えについてでございますが、平成7年度から美深町が中心となり「上川北部タレント発掘事業」、平成28年度から名寄市を中心とした「ウインタースポーツコンソーシアム事業」を実施しているところでもあります。両事業とも、広域でスポーツアスリートを発掘・育成する事業でございます。

また、多様化するスポーツについては、広域での連携が必要であると考えてございます。

以上申し上げまして、答弁いたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。なお、具体的内容につきましては、教育長から答弁をさせていただきますところでございます。

以上です。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 自席から加えて答弁させていただきたいと思います。

質問の青少年育成基金の運用拡大につきましては、本年度、少年団本部の御協力により、活動実態などの調査を行いまして、その結果から、次年度に向けまして少年団活動への交付金の見直しを検討しております。

また、共用備品の購入費用や指導者及び審判員の活動を支えるために、養成研修会への参加費用の助成などを検討しているところでございます。

質問の近隣自治体連携による具体策につきましては、数名の児童生徒が近隣の市町村のスポーツ少年団に所属し、活動している状況にありますので、町内外の少年団を問わず、全道大会以上の大会参加について、報償制度の創設を検討しております。

指導者の相互派遣につきましては、効果や有効性を検討してまいります。

児童生徒は、スポーツ少年団活動を通じて、個々の競技技術の向上はもとより、チームワーク、協調心、礼儀作法、勇気、思いやり等を醸成し、多くの仲間と友好・友情を育むことは、少年期のかげがえのない素晴らしい経験となりますので、効果的かつ効率的な支援に努めてまいります。

以上申し上げまして、答弁いたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

す。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 今、町長と教育長からそれぞれ御答弁をいただきましたけれども、私の方から再質問をさせていただきますけれども、まず最初に、教育長の方からお話がありました、スポーツ少年団の支援の関係でございますが、現状と経過について若干申し上げますと、下川のスポーツ少年団というのは、最初の質問でも申し上げましたように、6団体、80弱の人数でございますが、内容については、剣道少年団が18人、柔道少年団が20人、そして野球少年団が10人、ジャンプスキーが9人、アルペンスキー少年団が6人、サッカーが14人、合計77名というのがこの新年度の登録人数でございます。

こういったスポーツ少年団の活動に対して、先ほど答弁の中に、少年団に対する交付を行っているという答弁がございましたけれども、ちなみにその内容を申し上げますと、少年団に対する交付金は、1団体当たり3万円という均等割と、少年団員一人当たり1,000円という…こういう内容で予算が措置されて、毎年度、少年団本部を通じて、それぞれ個別の少年団に配分しているところでございますが、配分されている金額につきましても、本部の運営費を除くと25万7,000円ということで、本部運営費を含めても28万円が実際町から支援をされている金額でございます。

こういった内容でございますけれども、ちなみに…上部団体といたら変なんですけど、体育協会に対しては、加盟団体が10団体ありますが、70万円補助されております。体育協会の中にも過去に記念事業等の剰余金がございますして、自主事業として、加盟団体の会員、若しくは指導者等の研修会、養成…そういったものに対する助成も独自でやっているという実態がございます。

特に高校生については、地元の下川商業高校生については、体育文化活動助成金として、今年度も300万円の助成が措置されているわけでございます。中学生については、部活動に限定してでございますけれども、遠征等に出る場合には全額町費負担が原則となっております。

ただし、相当過去になりますけれども、冠大会に出場するソフトテニスの選手の出場助成金ということで、確か静岡の方だったと思うんですけども、ここに二度ほど出場した下川中学校の生徒に対しては、特別に補正予算を措置してまでも遠征費を助成した経緯がございます。

こういったふうにですね、下川町がそれぞれのスポーツ少年団や体育団体、あるいは部活動、高校生に対する支援等は本当にそれぞれ充実していると私は思っております。

しかしながら、現状ではこの少年団が僅か6団体でございますけれども、本部運営費を合わせて28万円で行っているということについては、まだまだ助成の支援が十分だというふうには思っておりませんし、特に保護者・父兄の間からもそういった声が多く聞かれています。

そういう中で、実は今年の8月7日でございますけれども、下川町の体育協会とスポーツ少年団本部長が連名で、教育長に対して支援の要請を行っております。

内容については御承知かと思うんですけども、早速その要望書を提出したときには、

マイクロバス等の利用が緩和されるなど、大変スピーディーに対応されているということでは保護者の間でも好評になっております。

ただしですね、このマイクロバスについていいますと、過去、溪和線に住民混乗バスを利用していた…このバスを転用して利用しているわけですから、座席は確保されているが、遠征等にどうしても必要な荷物を置く場所がほとんどありません。

そういう意味では、保護者の間では、できればそういった荷物等を格納するスペースのついたマイクロバスを、年次計画等で…早急に整備をしていってほしいというのが要望の中にもあったというふうに思っておりますので、そのへんについて、具体的なんですけども、1点目のこのマイクロバスの年次計画にある更新の可否については、どのような計画があるのかなのか、そのへん含めてごく簡単に結構でございますので御答弁お願いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。
教育長。

○教育長（松野尾道雄君） お答えさせていただきます。

本年度、6団体…少年団がございまして、それぞれ課題となっているものも違うということが想定されましたので、少年団本部の御協力を得ながら調査をさせていただいたところでございます。

その中で、御指摘をいただきました活動費の見直し…これについては、先ほどの答弁のとおり、次年度に向けて改定を図ってまいりたいと思っておりますし、また、備消耗品の関係につきましても、共用するものについての支援、補助を考えているところでございます。

また、大会参加につきましては、先ほど全道大会以上というかたちで申し上げましたが、予選があつて、全道大会、あるいは全国大会に通じるものについての報償制度を創設したいという考えで現在いるところでございます。

それから、指導者の養成についても、これはなくてはならないものでございますので、体育協会の方とも連携を取り、またそれぞれの競技団体においても、指導者また審判員というのは必須のものでございますので、そういった講習費用の支援についても検討しているところでございます。

マイクロバスにつきましては、現在、総計の方でも御審議いただいておりますけれども、31年度をめどとして更新の方向で考えておりますので、今承りましたマイクロバスの、荷物の搭載できるような場所の確保であるとか、そういった部分についても含みながら検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。簡潔でございますが以上でございます。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 答弁をいただきましたけども、冒頭申し上げましたように、私も下川町のスポーツ少年団なり、体育団体の活動の現況と要望している内容について、

あえて申し上げたところでございます。

そこで早速本題に入らせていただきます。

1点目の質問でございますように、生涯スポーツの振興を具現化するために、青少年育成基金の運用拡大を図る考えはないかということについて、これは内容によっては町長にも教育長にもお答え願いたいと思っておりますので、私の方からは、これは町長、これは教育長と質問いたしません。該当すると思われる方で答弁をお願いしたいと思っております。

まずは、青少年育成基金の関係でございますが、これは正式には下川町資金積立基金条例ということで、その中に目的基金として条例化されて積立でもされているということで、これについては、過去には青少年育成文庫基金ということで、図書の購入の経費に一部充てると、しかも図書購入の一部に充てるとは一定のルールがあったわけです。一定のルールというのは、やみくもに図書費に全てを充当するのではなくて、例えば10万円の図書を購入する場合は、もう10万円一般財源を追加して、合わせて20万円青少年健全育成のための育成文庫基金を使うと…こういうルールがあったんです。

今はこの条例が改正されて、広く青少年育成基金というふうになっております。

これも調べますと、28年度の決算でございますけれども、今年の…28年度の分については、基金の取崩し等について、私は調べてみますけれども、ここであえて私の方から申し上げるのも何なんです、この図書購入については、僅かですよ…僅か15万円しか充当されておられません。健全育成費の基金…取崩しが28年度は700万円ありました。700万円あったうちの僅か15万円が育成文庫というかたちで図書が購入されている。最近、町内の方が記念として、図書購入に充ててほしいという目的をもって寄附されたことが新聞報道でもなされておりましたけれども、その記事の中にも青少年の育成文庫というふうな表現も使って記事が載っておりましたけれども、こういったことから考えると、この僅か15万円の健全育成だけでは、私は文庫基金の名が十分ではないんじゃないかというふうに思っております。

私が質問したいのは、図書の文庫基金を…たくさんではないんです…このように一部図書も購入されておりますし、そのほかにも平成28年度の決算によると、先ほど申し上げましたように基金の取崩しが700万円あるわけですから、この700万円の取崩しを28年度のそれぞれの各健全育成事業のどの分野に基金を充当したのか、それをちょっとお答え願いたいと思っております。この部分は財政ですから、教育長にその権限はないということからすると違う分野になるかと思っておりますので、まずはその部分について若干お知らせ願いたいと思っております。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（松野尾道雄君） お答えいたします。

まず29年度の財源充当でよろしいでしょうか…平成29年度の当初予算ベースでございますけれども、充当額が235万円でございます。

内訳といたしましては、青少年図書購入…これが90万円。これは町民会館運営事業の

中の青少年図書購入というかたちで90万円を充当させていただいております。

それから、青少年育成支援事業の中におきまして、充当額が145万円ということで、合算いたしまして235万円という内訳になっております。

基金の充当につきましては、条例で規定した使途に充当するのはもちろんでございますけれども、寄附金額でありますとか、寄附の残高などを考慮いたしまして、今後も有効な充当に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番(近藤八郎君) ちなみに28年度末の健全育成基金の残高は幾らになっておりますか。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 詳細な数字ではないですが、約1,000万円というふうに承知しております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 教育長ですから約1,000万円で答弁は通用すると思うんですけども、私が質問している1点目の青少年基金を有効に活用するという趣旨からすると、約1,000万円という言い方は余りにもアバウト過ぎるんですよ。ですから私、最初に言いましたように、財政については、財政権限のない教育長については答えられない部分もあるでしょうと、ですがそれは町長部局に…当然の権限ですから…ですからどちらかが自分の役だと思ったら答えていただきたいというのはそういう意味なんです。

ですからもう一度お聞きします。28年度末の基金残高は幾らになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） 恐れ入ります。28年度末、1,039万3,000円の残高となっております。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 私も調査してそのように承知しておりますので、そのようにですね、やっぱり財政に関する数字については、やはり私どもの質問趣旨に沿って正確に知らせていただかないとですね、この後の発展していく議論にやっぱり支障を来すので、そのへんひとつよろしくお聞きしたいと思っております。

そういうことで、この青少年健全育成基金については、原資は何なんでしょうか。それをお知らせ願いたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） 基本的に、一般寄附と、ふるさと納税によります青少年育成という部分での内容となっております。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 多くはふるさと納税寄附金というふうに理解をしているんですけども、29年度の当初予算を見ましても、健全育成費の目の予算額…こういったものもあるわけですけども、私どもの方からみますと、社会教育関連…特に児童クラブですとか…キッズクラブというんですか…ああいった部分で充当されているというふうに見受けられるんですけども、ただですね、健全育成の事業というよりは健全育成費の目に充当しているというだけで、これは本来は一般財源で措置すべきところを、ふるさと納税の原資が多く含まれている基金を充当するというのは、やっぱり財政運営上好ましいとは思えないと。ですから、このへんについては今後の…新年度に向かっての予算措置では大いに一考を要するところだと思うんですが、そのへんは執行権の話ですので…差し控えますけども、そういったことで質問の趣旨にありますように、育成基金を有効に活用するために、特にスポーツ少年団の活動資金として制度を創設するという考えはないのか。

先ほどの答弁では、他の自治体に行っている数名の児童生徒とあります。私はこの数名という押さえ方がいかにも教育委員会らしくないと思っています。たとえ数名であっても、下川出身なり、下川の子供たちが、よその自治体なりそういうところで活動していることを支援するというのに、数名という表現にはならないと思っていますが、いずれにしても実態が数名ですから、正確に伝えていると思っていますけども、そういったところに…報奨制度というはあてがいぶちですよね、やはり制度化するというのが必要だと思うんです。その時の予算なり、その時の事情で報奨費というのは…書いた字とおり…報奨制度というのと私が求めている活動事業に対する制度創設とはとても似てないと思って…私は解釈しました。したがって、改めてお伺いします。

こういったふるさと納税の寄附金の原資を多く含まれているものについては、寄附者の意向を踏まえると、単に青少年の健全育成に充当するだけでなく、そういった特定の事業にも執行しているということを明らかにするためにも、制度の明確な創設をすることがいいのではないかとということで、改めて提案いたします。

一つは、子供スポーツ振興事業の補助制度。

二つ目は、スポーツ大会と派遣費の補助制度。

私は、この2本が非常に必要ではないかというふうに思っておりますし、下川町が抱えている少年団の関係者にとっては最も望んでいることではないかなというふうに思っ

おります。

そういう意味で、是非この分については、可能性も含めて、改めて教育長なり町長の方からもお伺いしたいと思います。そういうことで、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 私もちよっと詳細に研究してございませんので、答弁がずれてしまうかもしれませんが、いずれにしても児童生徒の潜在的な能力を引き出したり、あるいはまた士気を上げるという意味では、いろんなかたちでそういう資金的な支援というのは大事になってくるんじゃないかと思っています。そういう意味では、これまで私の経験の中でも、報奨で出すというところについては若干疑問なところもございました。ただ、町としても今後の財源的なものもございますので、僅かでもその数が多くなってまいりますと非常に厳しい面もございますので、少し研究時間をいただいでですね、より良い方向に向けていろいろ制度設計もしてみたいなと考えてございますので御理解いただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） あえて町長からも答弁いただきましたけれども、確かに今町長の言われたとおり、子供の可能性を引き出すためには、いろんな制度でやっていただきたいなというふうに思っております。

ただ、気になったのは、答弁の中に…教育長も町長もですが…12月です。例えば、こういった制度を実施する場合には、いつの時点でやろうとする腹なのか全く見えないんですけども、少なくとも新年度早々にやることはないのかなというふうな印象を受けました。というのは、新年度予算編成は…もうそろそろ締切りじゃないですか。こういった時点で、今後考えていきます…答弁にも何点か、検討しております、検討していきます、見直します、そういった表現が随所にあったので、腹としてはこういった制度創設を含めた内容について、新年度から町長の施策として、あるいは教育委員会の…生涯教育の推進という立場でしっかりと、額は僅かでもやっていくんだというそういう姿勢が見受けられないのが残念であります。

したがって、予算編成時期等も含めると、こういった内容については、1点目の制度創設については、どのような時点で実現しようとするのか。あくまでも種々検討を重ねて、いろんな人の意見を聞いてから実行に移すという慎重な考えなのか。そのへんについて再度お伺いします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（松野尾道雄君） お答えいたします。ただいま検討というかたちで説明をさ

せていただいた部分も縷々あったかと思えます。

現状につきましては、総計審の方に、生涯スポーツの振興につきまして諮問をさせていただいておりました、それを受けまして、実際には次年度の当初予算に向けて推進していきたいという腹でございます。

また、スポーツ少年団につきましては、やはり次世代に繋げる施策…こういったものが重要と考えておりますし、浅知恵かもしれませんが、近隣の自治体の少年団活動の低迷しているような状況なども耳にするところでございますけれども、そういった観点から申し上げますと、子供たちにスポーツの原点である、楽しみであるとか、面白さ…こういったものを伝える機会をその事業の中で展開していくとか、あるいはジュニアスポーツの指導員を養成確保していくというような具体的な施策、また、ジュニアリーダーですとかシニアリーダー…こういった子供たち同士で見守ったり、あるいは支え合ったりというような、近い世代でのこういう関わり方…こういったものなども少年団本部あるいは体協の方とも十分連携を確保しながら協議をして、有効な施策を推進してまいりたいと思っておりますので御理解のほどお願いいたします。以上でございます。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 今の教育長の答弁で、いろんな具体的な考えというのは相当まとまっているんだなというふうに認識いたしました。

それを受けて、町長部局の方では必要な措置をお願いしたいと思うんですが、御承知のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会は、教育長に町長に対して申し出ることまでは委任されておられません。したがって、教育委員会議でそういった今の施策等を申し出ることについて、教育委員会での議決を経て、そして理事者にその執行を申し出ると…こういうかたちを取って、教育委員会から理事者側に申し出ることのルール化を是非お願いしたいと思っています。

町長にお伺いします。そういったことで申し出があった場合に、町長の方では予算措置を含めて速やかに実行に移すような指示をするという考えは持てるかどうか。というのはですね、教育委員会には御承知のとおり財政権はないんですよ。ですから、予算を執行するという権限は一つもない。教育長も残念ながら特別職の一人でありながら、そういう意味では全く…支出負担行為も…確か今でも10万円ぐらいですか、そんなことでございますので、是非そういった申し出があった場合には、町長の方でその意を受けて、実現するように図っていただけるかどうか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 先ほども申しましたけども、限られた厳しい財源の中で、どの程度…優先順位を上げて、そして新年度から制度を取り入れていくことができるかどうかという…それはスピード感が必要だとは思いますが、やはりいろいろな事務事業の優先順位をしっかりと見極めて、そして政策に反映していくということが大事ではないかと思っておりますので、安易に単発で出てきたものを新年度から取り入れるという

ことだけは避けてまいりたいなと思っています。ただ、状況が…過去のいろんなことを鑑みて、やはり早い時期にやらなければならないというものを…優先順位を上げれるような努力をしてまいりたいなと思いますので御理解いただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 正に町長の言われるとおり、一般質問であったからといって当然内容を理解できて、じゃあ早速やりますということは、私の立場が逆でも言わないと思います。ですからそういう意味では、そういった意向を汲んで、教育委員会ではしっかりと準備をされて、理事者側に申し入れをしていただきたいなと思っております。

1点目の方は終わりますが、2点目に移らせていただきます。

近隣市町村との連携ということで申し上げたいんですが、御承知のとおり、少年団の活動も多様化されておりますし、あるいは下川、名寄、美深、旧風連…こういったところにまたがって地元の子供たちが活動している実態もございますから、そういう意味ではこのへんの対応について、もう一度質問させてください。

まず、近隣市町のスポーツ少年団の活動としては、下川の子供たちがどういう種目に参加しているかというのは御承知と思うんですが、私の方からあえて…時間もないので申し上げておきますが、一つには、名寄市の内の風連ですか…そういったところとか美深で盛んになっておりましたトランポリン。それからソフトテニスにも下川から子供が行っておりますし、あるいは柔道も道場を超えた講師や施設の交流を通じて盛んにやっているという話も伺っております。それからサッカーについては、フットサルも通じてやっているといったことで、特にトランポリン…これについては下川に指導者がいないものですから、よその自治体の少年団活動に入ってやることは致し方ないと思うんですが、こういったところですね…是非こういった交流している内容について、それぞれ支援をしていただければなということで質問したわけでございまして、特に下川の子供が下川以外の少年団活動で優秀な成績を挙げて、上級の大会に出場することになったと。

少なくとも全道、全国ですね…こういったところに出場する場合には、当該する地元の子供たちはそれなりの支援、補助がある。しかし、下川の少年はそこに居住をしていないので全額自己負担…これは教育委員会は押さえていると思うんですが、そういった部分について、先ほどの制度創設にも触れたように、大会出場等の支援に関わる制度を充実していただけると、こういったところもなくなるのではないかなと思っています。

特に…御承知かと思うんですけども、上級大会があつて、それぞれ複数の種目に出れたんですが、やっぱりどちらかの種目に絞らなければならなかったという家庭の事情や学校の事情で、特定の種目に絞ったという例もあつて、子供さんが涙を流して残念がったと…こんなようなことも現実に聞いておりますので、そういう意味では是非そのへんを理解されて、支援をしていただければなと思っております。

その中で、教育長がちょっと触れておりました…最初の答弁の中でも、スポーツアスリートの発掘・育成に関する事業の中で、ウインタースポーツコンソーシアム事業で、特にこれは…日本のスポーツ振興団が主催、主体となって、道が受託をして、名寄市ほか5市町村、あるいは東北3県、こういったところと構成をした事業のようでございます

が、残念ながらウインタースポーツに限定して、しかも2026年のオリンピック、パラリンピックの冬季大会に向けた選手の発掘・育成ということが大きな目的でございます。

こういったところで、私はこれほど大きな組織ということにはならないかと思うんですが、下川町は下川町でジャンプの町、それから名寄は名寄でトランポリンや美深はエアリアル、そういったいろんな種目の特色を持っているわけですから、そういうことを含めると、シーズンを通した地方版のスポーツコンソーシアムの構築は可能か不可能なのか、このへんについて教育長として考えるところがあれば若干答弁をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。
教育長。

○教育長（松野尾道雄君） お答えいたします。

広域連携につきまして、多様なスポーツに対応していくためには、やはり広域化…こういった展開というものが私は必要ではないかなというふうに考えているところでございます。

名寄市が中心となって行っております、ウインタースポーツコンソーシアムにつきましては、どちらかという、もう既にその競技をやっている、国レベルとして強化指定になっていないような、どちらかというワンランク下の選手たちをトップアスリートとして上げていこうという趣旨というふうに私は捉えているところでございます。

本町においても、下川商業高校の生徒1名がこの事業に乗っかりまして、北欧合宿に行ったりですとか、そういったような経過もあるように聞いているところでございます。

また、児童生徒につきましては、美深町が中心となっておりますタレント発掘事業でございますけれども、これについては下川町、美深町、音威子府村、中川町、名寄市それぞれ特徴を出し合った中で、競技の体験的な活動ですね、例えば下川においてはジャンプ体験であるとか、あるいはクライミングの体験であるとか、中川町であれば登山であるとか、音威子府村ではクロカンであるとか、カヌーとエアリアルが美深ですね、そういった体験を通じてスポーツに親しむ動機付けをしていこうと、そういった趣きが大きいかなというふうに認識をしているところでございます。

なかなか下川町だけで競技活動が難しいという…先ほどお話いただきましたトランポリンですとか、ああいった競技については近隣の自治体に連携を確保しながら、相互交流というかたちで、下川にもジャンプの選手が来たりですとか、そういう交流もございまして、そういったかたちの中で支援をさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

指導者の相互派遣につきましては、それぞれの事情、都合がございまして、端的にできますとはお答えできかねますので、そのへんはちょっと探っていきたいなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 確かに非常に難しい問題と思うんですが、ただ、指導者の派遣ではなくて、指導者間の交流というんですか…情報交換…こういったものは可能だと思うんですよ。現にトランポリンにしたって、エアリアルにしたって、元は教職員に在った者が退職後それぞれの地域で活躍しているという事例が今日に至っているというふうにも聞いております。

下川はあえてスキージャンプでは、職員2人を採用してやっております。そして世界に通用するアスリートを育てるためには10年かかったという経過もございますから、1～2年で成果が出る問題ではないので、そういった意味では引き続き指導者間の交流等も含めるように是非やっていただきたいと思っております。特に最近の名寄市も有名な指導者ですとか、それぞれ特技を持った方を市で招集してやっているようでございますから、是非こういったところでは…せつかくの近隣市町村の連携を大切にいただければ、より有効なことができるのではないかと思っております。

そういう意味では、下川商業高校もバスケット部が全道大会に行くとか…そういったことでは名寄市の中学校、小学校で培った技術が下川商業高校に入ってから発揮をされて、レギュラーとなって活躍して果たしてはないかと思っております。そういう意味では、やっぱり指導者というのは大きなことだと思っておりますので、そういうことを含めるのを…蛇足ですけど付け加えておきたいと思っております。

最後に1点、私の方で特に具体的な通告はしておりませんが、町長にお伺いして質問を終わりたいんですけども、平成26年に子供の貧困対策に関する…推進する法律というのが出来て、その年の8月に大綱が出来て閣議決定されております。

そういった状況の中に、特に近年、子供の貧困対策の提言ということで、二つほど提言をされておりますが、この提言した団体は、全国の首長連合でございます。「子どもの未来を応援する首長連合」という組織が昨年設立されて、北海道にはニセコ町ですとか、標茶町、あるいは音別町、そして市では石狩、網走、根室、稚内と、こういった市町村が参加して、全国でまだ179の市区町村長が参加している連合があるんですが、この少年団活動とは特に直接関係ないまでも、教育費の私費の負担という意味でお聞きしたいんですが、ここの首長連合に参加をするかしないかといった場合に、子供が希望を持てる社会をつくるために首長同士が情報交換をして、切磋琢磨しながら底上げを図ることが大事だというふうに主催者である佐賀県の武雄市長が仰っておりますけれども、こういったところで同調されまして、下川としてはこの連合に首長として参加する意思があるかないか。

参考までに、下川町の就学援助費の現状をみますと、29年度の予算額では331万円ほど予算措置されておりますし、そのためには、要保護と準要保護合わせて14世帯、19人の児童生徒がおります。

また、福祉サイドでいいますと、ひとり親世帯というのが35世帯で児童数が53人、こういう現状を考えたときに、日頃町長が言っておりますが、下川町の住み良いまちづくりなり、幸せなまちづくりという観点からすると、今重要視されるのは子供に対する貧困対策が大きな問題になるかと思っておりますので、このへんについて、もし提言に賛同して加入するかしないかと問われた場合にどうなのか、このへんについてはその姿勢だ

けをお伺いして、後の質問はまた別の機会にしたいと思っておりますのでお願いいたします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 通告にございませんので事前に学習してございませんが、全国にはいろんな首長連合が実はありまして、今は貧困に係る教育問題についてですけども、医療関係でもございますし、当然産業の中の観光ですとか、本町が入っていますバイオマスの関係ですとか、いろんなものがございまして、貧困というのは今世界の一番問題になっているテーマであり、日本においても昨今は非常に貧困の割合が多くなってきて、教育に非常に障害が起きているということは承知しているところであります。

いずれにしても、この首長連合については、どういう状況になっているかという…情報を集めてみないと分かりませんので、今受け答えについては割愛させていただきますけども、いずれにしてもこういうような情報共有をしていくという…こういう全国組織というのは非常に今後にも必要になってくると思っておりますので、後は私どもとして、そこに参画することが意義があるかどうかというのをしっかり見極めてまいりたいと思います。御理解いただきたいと思っております。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 通告にない分ですけども、ただですね町長、通告がないから答えられないということではないんですよ。通告がないので答弁を予定していないだけで終わらせておけばいいんですよ。ですから、私の方からですね、平成 24 年か 26 年現在ですね、子供の貧困率が 16.3%、6 人に 1 人がそういう家庭だという現実もありますので、下川町でも今後起きるであろうこういった大きな問題です。特にひとり親世帯が 53 世帯もあるというのは大変なことではないかなと。やっぱり下川に住んで良かったということの解決策としては何かあるのではないかと私は思いますので、是非こういったことを認識されながら、今後検討されたいなと、こんなふうに言いまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木下一己君） これで近藤議員の質問を閉じます。

次に、質問番号2番、4番 奈須憲一郎 議員。

○4番（奈須憲一郎君） それでは、通告しておりました内容で一般質問を行います。

一問一答方式により行います。

先ほど、副議長の方からもありましたが、今回、議会生中継…初ということで、これは議会の中でも話し合ってきたことですし、そして町民の方からも是非ということで声があったのが今議会においてようやく実現の運びとなりました。これは理事者の皆さんの御理解もあったことですし、今回、議会広報特別委員会委員長をはじめ事務局の皆さんの御尽力によって成し遂げたことだと思ひまして、大変うれしく思っているところで

す。

そして今回の手法ですが、他の先行する議会でやっているように大がかりな設備で固定でやっている方式ではなくてですね、大変低予算で、しかも持ち運び可能なシステムでやっておりますので、町長が推進しておられる情報公開…これに資する仕組みだと考えておりますので、今後の更なる展開を期待しているところです。冒頭ちょっと一般質問と別のことでしたが、お話をさせていただきました。

では一般質問を行います。政策の優先順位について、福祉政策を例に伺います。

かねてより議論を積み重ねてきた政策の優先順位について、今回は具体的に福祉政策を例に議論を深めたいと思います。

次の点について町長の見解を伺います。

1 点目、高齢者は等しく支援の対象なのか。そもそも高齢者福祉とは何か。高齢者とは誰か。

2 点目、敬老会及び金婚式によって解決しようとしている社会的課題は何か。

3 点目、病児保育は一向に施策化されず、その上、待機児童が生じている。子育て支援は後退しているのではないか。

4 点目、一方で敬老会及び金婚式は継続している。敬老会及び金婚式は、病児保育や待機児童解消より福祉政策としての優先順位が高いのか。

5 点目、人口が減少しているのに、縮小や廃止の施策より継続や拡充、新規の施策が多いのはなぜか。持続可能なのか。

以上についてお伺いします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「政策の優先順位」についてお答えさせていただきたいと思います。

1 点目でございます。高齢者は等しく支援の対象なのか、高齢者福祉とは何か、高齢者とは誰かについてであります。高齢者の定義につきましては、個々の法令によって異なり、現行の公的年金受給資格によれば、65 歳以上の方が高齢者となり、高齢者の医療の確保に関する法律によれば、65 歳から 74 歳は前期高齢者、75 歳以上は後期高齢者となるところであります。

高齢者福祉についての原理を示すものは「老人福祉法」にあり、「国及び地方自治体は老人の福祉を増進する責務を有する」と規定されているところであります。

法による老人福祉の基本的理念は、第 2 条「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものである。」、第 3 条第 1 項では「老人は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。」、第 3 条第 2 項「老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。」とあり、本町もこの法に則って適切に事業を

実施しているところであります。

高齢者の支援につきましては、制度ごとに、対象者、サービス支給量、負担金額などは変わりますが、制度要件に該当する方は等しくサービスを受けられるところであります。

2点目の、敬老会及び金婚式によって解決しようとしている社会的課題についてであります。敬老会は、多年にわたり本町の発展に尽くされ、長寿を保たれた方々を、心から敬い、感謝するとともに、老人に対し自らの生活向上に意欲を促すことを目的として実施しているところであります。

また、金婚式については、結婚50年を迎える御夫婦が、郷土発展に御尽力されたことに対し、町ぐるみで感謝することを目的に実施しているところであります。

こうした行事を通じ、高齢者の地域社会への参画機会をつくり、また、町民へ敬老思想と高齢者福祉の意識高揚にも繋げているところであります。

3点目の、病児保育は施策化されず、待機児童が生じており、子育て支援は後退しているのではないかについてであります。本町は幼児センターの保育料を国基準の60%とし、また、低所得者世帯等に対する保育料の無料化、多子世帯の保育料の軽減化、各種医療費助成事業等、子育て支援施策の充実化を図っているところであります。

なお、現在幼児センターに入所している児童は71人、うち3歳未満児が22人入所されております。

入所定員の90人には達しておりませんが、入所児童の年齢により保育士の配置人数が変わることと、障がいのある児童にはマンツーマンで保育を実施することから、現在の保育士数では、更に児童を受け入れることは困難な状況にあります。

既に保育士の募集を進めているところであり、待機児童の早期解消に向け、早急な確保に努めるとともに、病児・病後児保育についても引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

4点目の、病児保育と待機児童解消の福祉施策に比べ、敬老会及び金婚式の福祉施策の方が優先順位は高いのかについてであります。福祉施策は子供から高齢者まで幅が広く、各事業はそれぞれの対象者の福祉向上のために必要なものでございます。

敬老会や金婚式は、これまでも事業の検証等を行ってきておりますが、社会情勢の変化を踏まえ、より深い検証が必要と考えております。

しかしながら、過去の経緯や関係団体、対象者等の御意見を十分に踏まえる必要があることから、今後広く町民の皆さんの御意見を伺いながら検証を進めてまいりたいと思います。また同時に、より効果的な新たな福祉施策についても検討を進めてまいり所存でございます。

5点目の、人口が減少しているのに縮小や廃止の施策より継続や拡充、新規の施策が多いのはなぜか、持続可能なのかについてであります。事務事業の見直しにつきましては、社会経済情勢の変化に弾力的に対応するため、毎年、総合計画審議会にて行政評価及び総合計画のローリングを実施し、その結果を予算編成に反映するよう努めているところでございます。

継続や拡充、新規の施策については、町民の安全安心に関わる事業、地域経済の発展や地域課題の解決にとって必要なもの、公区要望によるもの、議会での審議などを通じ

て求められたもの等のほか、地方創生のように国の施策に連動するものなど、地域の現状を踏まえ、必要であるとの評価や判断によって、現在の状況に至っております。

なお、各施策の持続性につきましては、限られた財源の中で最大の事業効果を発揮することが求められていることから、必要性はありつつもその効果やニーズが時代とともに変遷するものや多額の一般財源が必要なものなどにつきましては、各審議会での議論や、関係団体、対象者など、広く町民の皆さんの御意見を伺いながら検証を進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げます、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） まず1点目の部分についてですが、私、今の議会のメンバーの中で前期から通じて最年少でございます…44歳。ですが、もう年齢で…何か輪切りで福祉の対象を区切るというようなことが意味を成さない時代になってきているなど痛感しております。正直、気力・体力の点で、今同じ活動をしております議員の皆さん方と私と比べて、私が勝っていると思えない場面が多々あります。情けない話かもしれませんが、やっぱりこの下川で鍛えてきた気力・体力というのはすごいものがありまして、そういった方々を等しく高齢者ということで福祉政策の対象とすることが果たしていいのか。

今、日本もどんどん格差が広がっておりまして、現役世代よりもかえって高齢者と呼ばれるような方々の方が裕福である場合が多いと。孫へのプレゼントもお祖父ちゃん、お祖母ちゃんの方が良いものがもらえる…そんなこともございます。

こういった今の時代を踏まえて、高齢者福祉を改めて捉えなおさなければならないのではないか。

かつては栄養状態ですとか、医療レベルの問題もありまして、高齢というのは…65歳なり超えて長生きするということが、まれな時代がありました。そしてそういった方々は長老だとか古老だとかいうことで、経験…非常に貴重なものとして後世に伝えてほしいということで敬老思想が芽生え、育ってきたのだと思います。

そして、私たちの日本においては、戦後、この大変な時期を復興し、高度経済成長を成し遂げたと…非常に日本人が…ジャパン・アズ・ナンバーワンということでアメリカに恐れられた、世界を席卷した時代を担ってきた方々に対して、自然と敬老の思想が芽生えたのは日本的な文脈では当然のことかと思えます。

しかし、現在、高度経済成長は終わりを告げ、右肩上がりから右肩下がりへと…経済も人口もそういった時代を迎えております。そして人口構成においても、高齢の方のほうが多いと。

この高齢化問題とありますが、長寿…長生きの方が増えることがなぜ問題なのか。これは高齢化が問題なのではなくて、それを支える社会の人口構成が歪んでいると。少子化…これこそが我が国、私たちの地域の最重要課題ではないのか。私はそのように思います。

現在のこういった状況を踏まえて、高齢者が等しく年齢によって福祉の対象となることについて、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 先ほど、答弁の中でいろいろ法令上のことや各種団体での定義等について説明させていただきましたけど、私自身もその高齢化という…65歳の一つのボーダーというのは時代に少しそぐわなくなってきたなど。最近は人生100年という、本当に長寿の人生を歩まれる社会観になってきておりますので、そういう意味では、65という一つのボーダーは時代の中ではもうそぐわなくなっているなという感じは否めないところであります。

それと、やはり高齢者になりましても…そこが70歳なのか75歳なのかということになりますけども、仕事をしていく高齢者が非常に増えているということでもあります。また、社会活動においても、高齢だからできないという…それは最近では理由にならないと。

歴史のある本州の集落地域では、80代あるいはまた85を過ぎた高齢者の方々が地域のリーダーとしてコミュニティ活動を率先して行っているという集落がたくさんございます。

そういう意味では、やはり生きがいづくり、仕事づくり、そしてまた地域の人づくりという…こういうところにそういう存在感をこれからつくっていくということが必要ではないか。行政としてそこにどのような補完や支援をできるのかという、それは制度とか、あるいは行政施策の中で今後考えていく必要があるのではないかと考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 町長の今の答弁、私も同じ認識です。そういった中で感じることは、高齢だからもう後は余暇の人生ということではなくて、働き続けるというのがこれからの人生だというふうに考えます。

そういった中で、国の制度上、法律で65歳ですとか、前期・後期の高齢者があって、介護保険制度があって、様々な保険制度があってというところでは、なかなか町が単独で動けることは少ないかと思うんですが、町独自の施策の中で、こういった時代を踏まえて、下川町としてはこうなんだという考え方を示していくのが大切だと思います。

そうした点では、五味温泉の入湯料の助成…この制度でも高齢者が対象になっております。そして福祉灯油、若しくは薪…この助成制度でも高齢者という言葉が対象になっております。ところが、これが制度設計としては多少違いがあります。これはこういった考えの違いから出てきているのかお伺いします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 五味温泉の入湯料の助成につきましては、元々65歳を基準に…なった方から実は助成していたんですけども、市町村合併等…財政の面からいろいろ考慮して、70歳まで経過措置をおいて引き上げてきております。これは五味温泉で高齢者の方が入ることによって健康に資するというところでそういう助成を今まで実施してきております。

福祉灯油につきましては、毎年冬になりますと、一人暮らしのお年寄り、または高齢者の世帯の方に対しまして…助成の付きかたにもよるんですけども、それぞれ1000分の灯油の現物支給、そして去年からは薪の…1000相当分の助成をしているところがございます。基準においては、その年の近隣町村の動向等も見極めまして、要綱においても一応90円の基準は持っているんですけども、近隣市町村の動向も見極めまして、政策としてやっている場合もございます。ただ、毎年やっているわけではなく、灯油の原価が相当下がったときにはやらない年もございますので御理解ください。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 私の質問は、その制度に違いがあつて、なぜその違いが生まれるかということだったんですが、五味温泉の助成については、結局年齢でスッと切っていると…確か70歳以上ですよ。それで、要は助成制度…経済的な支援なんです、70歳以上がイコール経済的に弱い立場にあるという前提にある制度設計かと思えます。

しかしながら、今70歳の方が皆等しく貧乏かということ、違うと思えます。これは年齢で切ることによる弊害がある助成制度だと思います。

かたや福祉灯油、薪の部分については、まず町民税非課税ということで、これははっきり経済的に困窮が認められる方々を対象にするということでもまず区切っていると。そうした中でも高齢で一人で暮らしている方はより大変だということなんです、ただこれも経済力があると思えます。それで前段できちんと町民税非課税ということで区切っていると。なのでこれは経済政策として、支援策としては合理性があると思えますが、五味温泉については年齢で切っている。これはどういった考え方なんでしょうか。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（武田浩喜君） 五味温泉の入湯料の助成制度については、高齢者の福祉増進を図るということで、元々65歳から導入した制度です。ですから、経済的な負担がある、ないではなくて、高齢を迎えた方が温泉に入っただけで健康増進をしていただくという、そういった制度設計の下に始めた事業だというふうに認識をしております。

その中で、時代背景、それから財政的な部分もございまして、年齢要件については段階的に上げをし、今現在は70歳以上ということでございます。

福祉灯油については、奈須議員が仰ったとおり、経済的な負担軽減ということで始めた制度でございますので、そういった所得制限を含めながら65歳以上ということで…それ以外の部分もございまして、そういったところで始めさせていただいているとい

うところだと考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） これ以上追及しようとは思いませんが、健康増進ということに対しての、年齢によって必ずこうということではなくて…かなり個人差があります。若くして病気で亡くなる方もいれば、長寿で健康でピンピンコロリという方もいらっしゃいます。なので、年齢で区切るということが本当に効果的なのかというところを改めて新年度に向けて考えていただきたいと思います。

それでは、2点目の部分ですが、敬老会及び金婚式によって解決しようとしている社会的課題は何かということですが、答弁の中で、多年にわたり本町の発展に尽くされですとか、郷土発展に御尽力という言葉があるんですが、例えば近年…ここ数年で下川町に移住してきた、年齢的には高齢であるという方々は対象にならないということでしょうか。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。
保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） これにつきましては、住民票を基本に、住民基本台帳に搭載されている住民の方を9月1日の段階で75歳になられているかどうか、それを確認した上で御案内を差し上げているところでございます。敬老会の件につきましてはそういうかたちです。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） ですので、多年にわたり本町の発展に尽くされたですとか、郷土発展に御尽力という部分は関係なく、年齢で輪切りで対象にしているということで、事業の目的と対象者が合致していない政策だと思います。

そして、こうした行事を通じ、高齢者の地域社会の参画機会、そして町民へ敬老思想と高齢者福祉の意識高揚とあるんですが、実際、敬老会…私も参加しますと、高齢者の方々がお集まりになっていて、円卓を囲んで和やかに過ごす。それが悪いとは申しませんが、政策の意識付けですよね。それを接待するのは職員であるとか、社会福祉協議会の方々、そして食事は税金の中から捻出している部分も多い。そして、お祝い金を差し上げる。余興に出てこられる方も高齢の方が多いのかなと。こういった行事を通じて、町民…特に敬うべきことだよと伝えたい若い人達だとか、子供や現役世代に、この行事でそういった敬老思想というのが通じるのでしょうか。そして参画機会…受け身の参加の中で、接待されて、お祝いされて…これが町民参画というのか。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 社会的課題といいますと、非常に大きなテーマになってくると思うんですけども、私たちやっぱり…地域の中で一緒に生活を共にしてですね、長年にわたっていろいろと御苦労された、あるいはまた移住された方々もこれから下川町にいろいろと御苦労いただくと。そういう意味では、人生の中で一定程度…年を召されて、そして経験され、これからまた人生の中でしっかり生きがいを持っていただく、その一つの節目として、こういう敬老会を開催していくというのは意義があるのではないかと感じております。

最近では、公区の方で開催してくれるところもありましたけれども、また最近は少し集約してですね、公区を少し重ね合わせて、そして開催回数が少なくなっている実態にあります。

そういう意味では、町としての役割、あるいはまた社会福祉団体としての役割というのをしっかり担いながら、今後も敬老会については一定程度進めてまいりたいなと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 一つとんで4番の部分とも関わるんですが、意義がないとは申しません。私も下川にもう18年～19年経ちますので、そういった方々…お世話になった方々と宴席の中で御挨拶したり、非常によい機会をいただいているとは思いますが。

ただですね、先ほどの近藤議員の一般質問のやり取りの中でもありましたが、限られた財源、そして限られた人員の中で、この敬老会というものを行政の施策として、9月に入って何箇所もそこに職員が張り付いて、専門職の方も付いて、そして予算をかけて、ここに200万円以上のお金が費やされております。

こういったことと、今、少子化で大変な時代に子育て支援…過去の一般質問で私は子育て支援の政策が、実は経済的な効果にも繋がる非常に一挙両得でいい政策だと…これはいろんな海外の事例を調べて大きなデータの分析の中から出てきた傾向です。

そういったことを指摘している中で、私たちの町で課題になっている病児保育だとか、待機児童解消という政策よりも、敬老会と金婚式…こちらの方が優先順位が高いのか。

これについて明確にお答えください。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） なかなか産業振興あるいはまた環境政策、エネルギー政策と、この福祉あるいはまた子育ての関係についてはイコールにならないところがあるかもしれません。ですから優先順位といった場合には非常に順位が難しいのかなと。いずれにしてもバランスよくこういう施策を進めていかなければならないんじゃないかなと思っております。

そういう意味では、敬老会というのも当然これからも継続をしていくことを考えてお

りますけども、効率的な方法はないかというのを今いろいろと議論しているところであり、それと併せて金婚式についても同様でございますので、今後またそういうところで御意見や御提言をいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） これははっきりさせたいんですが、継続の事業は継続でやっている。ところが地域のアンケート調査とか実態からして、非常に必要度が高い政策が実施されていない。これは事実的に明らかに今までやってきた政策の方を優先しているということだと思います。

優先度が低くされている病児保育、そして待機児童解消問題、これが進まないのはなぜですか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これは最初の答弁でも申し上げましたけども、状況の変化によって…下川町3,300の人口の中では、適応した進め方をしていると思います。これは過去にも行政職員の方がいろいろ御努力されて、積み重ねをして、新たな政策やあるいはまた継続政策をやっているわけございまして、いずれにいたしましても現状の保育制度や体制づくりについては、下川町としては精一杯努力しているつもりでございますので御理解いただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 少し目先を変えまして、隣の名寄市では、待機児童が10月1日現在で15人、希望する保育所に入れない潜在的待機児童も2人いるということで、保育士新規就労に奨励金ということで、事業費100万円提案ということで政策がなされております。事業費100万円…これは敬老会や金婚式に使っている200万円を使えば十分実現できる政策でありますし、こういった新しい政策提案を行う時間も、そういった今まで費やしているほかの事業を削ることです。私は病児保育や待機児童解消がなかなか…待機児童は今年に入ってのことですが、政策化が進まないのは…非常に困難な課題だとは認識しております。こういう小規模自治体でなかなか実現が難しい。ただ、そこは時間を取って、重点施策ということで職員の頭脳と労力をかけてやれば何らかの施策は可能だと思います。現に隣の名寄市は先手を打ちました。こういったところがやっぱり優先順位を明確に付けられないということがじわじわと自治を後退させていると。時代の変化でもう既に廃止しなければならない事業が継続されている…そういった中で、限られた人員、予算の中で、本当にやらなきゃいけないことが後回しにされている。こういった現状だと私は認識しております。名寄市のこういった政策を受けて、新年度に向けてどういった考えにいらっしゃるのかお答えください。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 名寄市の事例はちょっと実態分かりませんが、民間施設ではないでしょうか…反問で申し訳ないんですけども。なかなか行政でそういう奨励金を簡単に出しているというのは…非常にハードルが高くて、下川町でもこういう保育士の確保、そして保育士ばかりでなく福祉の現業部門でも…福祉医療連携会議を開いて、かなりきめ細かに募集の仕組みをつくっております。それでもなかなかこういう現場に来ていただけるという方…非常に厳しくてですね、日々そういう努力をこれからはしてまいりたいと思っております。

いずれにしても、人材がいろんな業種、業態が厳しい中で、一つでも明るさができるような…そういうような方向性を今いろいろと各課で議論してですね、そして共有しながら進めているところでございまして、待機児童問題とか、あるいは病児保育の関係についても、常にそういう議論をしながら施策に反映できるように汗をかいているところであります。

また、継続している事業、あるいはまた廃止しなければならないという、これは行政評価にも繋がってくるところでございまして、これについても一つ一つきめ細かな評価をしながら、スクラップアンドビルドあるいはまたサンセット目指して、こういうようなことを進めてまいりたいと考えてございますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 名寄市の事例については、私自身も研究していきたいと思いますが、隣の自治体の動きですら把握され得ない状況なのかなと思ひまして、ちょっと愕然としております。

新年度予算編成に向かっているところだと思いますが、町長も任期折り返しを過ぎ、そして政策予算としてはこれが今任期の中では最終になるかと思ひます。

次の新年度予算は選挙を控えての骨格予算…こうした中で、編成に向けて、就任直後は前の政権から引き続きの骨格予算があり、様々な紐付きの予算があり、行政の継続性という中でやらなければいけないこともあったかと思ひます。

この間、一般質問の中で、検証だとか検討ということを進めてきた中で、最後となる政策予算に向けて町長の方針…どういったことでお伝えになっているかお聞かせください。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 27年5月1日からかじ取り役に就任させていただいてから、約2年と8か月強というかたちで執行させていただきましたけども、当初、公約120の項目を打ち出しまして、そしてそれに基づき、あるいはまた町の総合計画第5期の事業、それぞれについて整合性を持ちながら進めてきたところであります。前任者の政策もございま

したので当然それを継続しながら、新たなもの、あるいはまた改善が必要なものなど、いろいろと取組をしてみたいです。

いよいよ最終年度…30年度が任期の4年目ということになりますので、最後の仕上げについてはしっかり取りこぼさないようにしてみたいなと思っております。

あるいはまた将来に向けての新規の考え方やビジョンなど、こういうところも30年の中で示すことができたなら非常に自分としてはやりがいがあったなということを感じておりますので御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 大まかな決意のほどはお伺いできたんですが、今回、政策の優先順位ということで、町長が新年度に向けて優先順位が最も高いということで考えておられる、指示されている政策は何か、お聞かせください。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 政策そのものというよりは、政策的なこと…これ第5期から第6期へ移り変わろうとしています。あるいはまた、都市計のマスタープランなども本年度と来年度と2か年かけてしっかり町並みのいろんな計画づくりというのをしてみたいなと思っております。そういう意味では、その入口となる…きっかけとなる30年度に様々な施策が反映できるようにしてみたいと思っています。

また、総計の中でSDGsの取組について議会にも説明させていただきましたけれども、これについても第6期の中にしっかりバックグラウンドとして、あるいはまたツールとして取り組もうということ考えてございますので、この入口のところを30年度にしっかり取り組めるようにしてみたいと思いますので、御支援をいただければと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） もう少し具体的に、これだというものがおありかなと思うんですが、それはまた3月議会ということなのでしょうか。この間、決算認定なども通じまして、ずっと言っているんですが、新しい政策というのは非常に前向きで評価したいと思うんですが、それ以上に今求められているのは、やはり削るものは削る…スクラップの部分だと思います。

それは、ずっと担当として張り付いて、町民と直に接している職員から、なかなか切りにくい予算も、政治家という立場で4年に一度の選挙を経ながらやっている。そして今期にありましては4期16年続いた町長から、新しい町長に刷新された。そこには行政の継続性以上に行政の不連続…過去との決別ということの期待があったと私は感じております。

そういった点で、最後…総仕上げとなる新年度予算編成に向けて、町長のそういった

過去との決別、一回区切って失くすものは失くして、そして重点分野に注力しようと、そういった掛け声、意気込みについてはいかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） スクラップアンドビルドについては、特に遊休施設の利活用等について、しっかり今後考え方を示していきたいと。今年度も空き家対策の協議会も立ち上げて、公共施設含めた空き家、空き店舗、それから空き公共施設ですね、こういうところの利活用を今後はしっかり政策に反映できるようにしてまいりたいなと思っておりますし、また、財政面におきましても、シーリングをしっかり決めていく必要があると。青天で支援制度をつくっていくということではなくて、シーリングをしっかり決めていくということと、また先ほど申しましたけども、サンセット方式で時限的なものや、あるいはまた周期的なもの、こういうところを明確に打ち出していくことが今後必要だということと考えておりますので御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 時限を区切ってというところが非常に大事だと思ひまして、行政がやる施策というのは一度始めると止まらないということが言われますが、もう今はそういう時代ではなくて、それこそ年度年度で終わらせていく。私、NPO法人を立ち上げて経営をしておりましたが、NPO法人の最大の使命というのは、社会的課題を解決して、NPO法人を解散することが最大の使命であると、そういったことを先輩から教をいただきまして、事業を拡大していくことが目的ではなく、社会的な課題を解決して、自らの存在がなくても生きられる社会…元々私たちの社会は、行政組織など持たずにお互いの支え合いの中でやっていたものが大きくなり、相互扶助の中でお金を出し合い、それを制度化し、今は行政聴取のようなかたちで行政機構が一人歩きしておりますが、原点に立ち返って、私たちの使命は課題を解決し、消えていくことだということを、今一度、行政組織として認識して、正に今縮小していく社会の中で、一旦今までやってきたことはやめて、新しく仕切り直すという発想が大事かと思ひますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 何回も申してるかもしれませんが、政治の役割というのは、課題を解決するために秩序の形成をしていくという役割があります。もう一つは、地域の安全安心を守るために新しい営みをつくっていくという…この考え方が政治の基本的なものがありますので、これをベースにしながら様々な政策、施策、事務事業、こういうところをきめ細かにつくっていくって、社会的な課題を解決していく、そしてより良いまちづくりをしていくということが基本ではないかなと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 秩序の形成というところの中で、私は今までの秩序を混乱させるような発言が多いかと思いますが、やっぱりそういった揺さぶりの中で、これはやっぱりおかしいかもしれない、いや…それは揺さぶりに堪えて残っていくかもしれない、そういったものがみえてくるかと思ひまして、こういったスタンスで発言しているところです。

以前、私、子育て支援が経済政策としても繋がるということで、そういったデータも含めて提案しているところですが、新年度に向けて、子育て支援というのをより優先順位を上げていく、そういったお考えはいかかでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 今、日本も28年度で出生数が100万人を割ってしまったと。今回、下川町は昨年に比較して6人ぐらい多い状況でございます。それはいろんな意味で支援施策が功を奏しているかどうかというのは明確なところは分からないところでありますけど、いずれにいたしましても、子育て支援というのは未来の下川町にとって非常に大事な役割であり、奈須議員が言うように優先順位でいくと非常に高い方に福祉政策の中でも入ってくるのではないかと思っております。

それを行政職として共有しながら、施策に…福祉のみならず、子育て支援が全町でやれるような、そういうような仕組みづくりや制度づくりというのをしたいなと思いますので御理解いただきたいと思ひます。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 前向きに捉えていいのかなという答弁でした。

昨年の9月の定例会で質問しました、経済成長率を増やすためには保育サービスを中心とする子育て支援を充実させるのが最も効果的であるという中で、子育て支援…例えば保育サービスを充実しますと、女性労働力率が増えて、そして労働生産性成長率も増えて、経済成長率、そして財政余裕も生まれてくると、こういった好循環に繋がるということを指摘しているところです。

そういった点から考えると、やっぱりこの待機児童ということが出ますと、女性の労働率が上がらない…下がる、そうすると預けられないので家にいるしかない…働けない、働けなくなるとますます現場が困難になる、そういった社会環境をみて子供を産もうとする意識が低下する、そして経済成長も落ち、財政的な余裕もなくなり、負のスパイラルに入っていくと。なので、この待機児童というのは非常に重要な課題であると私は思っております。

そういった課題に対して早急に手を打つ下川町であれば子育てできるということで、今いる方々の産もうという動機付けですとか、今外からの移住を呼び込もうということでも盛んに施策を打っておりますが、そういった時も下川町なら子育てできるねというこ

とで、移住の増にも繋がってくるかと思えます。

それで、この待機児童が、下川町でどの時点で生じて…把握して、そしてこの間どういった対策を打ってきたのか、それについてお伺いします。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 待機児童につきましては2名、正式には申し込みはなかったんですけども、潜在的な待機児童というかたちで私どもは捉えているところでございます。これにつきましては、私の記憶であれば10月か11月に預かってほしいという電話がありまして、今の幼児センターの現状を保護者の方にお伝えして、今一度お待ちいただきたいということで待機してもらっているという状態でございます。今、保育士、幼稚園教諭ともに資格を有する方、今2名募集しているところなんですけども、それも含めまして潜在的に町内にいる保育士の方にもいろいろ当たってはいるんですけども、なかなか人材が確保できないことから…やはり資格を有する人じゃないと保育ができないという制度になっておりますので、人材の確保がちょっと今できないということでお待ちいただいているという状態で、それを解消するべく、早急に保育士の確保を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 保育士に限らず、医療福祉の関係で人材難が続いておりまして、それで対策協議会を設けて施策を打って、一定の成果をみているところだと認識しておりますが、資格を持っている方が地域にいらっしゃるのに、そういった方々がなかなか働いていただけない、その課題はどこにあるんだと思われませんか。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 潜在的には地域内にそういう資格を持ってる方はいらっしゃいますし、働いていただければ本当に幸いなんですけども、人それぞれの事情があって働けないということでお断りされている場合もございまして、私どもからみたら…これから子育てが大変な方もいらっしゃるし、そういう意味では声がかけれないという方もいらっしゃいます。もちろん正職員で入っていただける方がいればいいんですけども、今それもままならないという状態と、やはり働き方も人それぞれの働き方を求められる。また、嘱託職員とか、臨時職員の…特に嘱託職員に関しては処遇改善をしてはいるんですけども、なかなか人の来手がないというような状況でございます。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） その部分をいろんな聞き取りですとか対話の中で深めていくことによって、政策がみえてくると思うんですよね。そういった能力ですとか、この小

さい地域社会の中で、顔が見える関係…信頼関係の中で、ざっくばらんに話し合えるというのが、この下川町の良さだと思っております。ただ、それができない現状がある。

それはやっぱり抱えている事業が多くて、そういった時間がなかなか取れない、ほかの業務に忙殺されているということがあります。なので、必要ないとは申しませんが、優先順位をはっきりさせて、断腸の思いで切る事業は切って、そして職員を身軽にして、そうした中で本当に重要で、けどなかなか解決策が見つからない、そういうところに注力してですね、ほかの自治体だとか国が動く前に、下川町が独自のそういった地域社会をみつめる中で発案した事業がほかの地域に波及していくというような、そういった事業を立ち上げていただきたい。

ですから、繰り返しになりますが、政策の優先順位をしっかりとつけて、切るものは切ってやっていただきたい。それが私の主張です。

今一度、町長、そのあたり、やはり理事者がトップで姿勢を示すと。政治家は人気商売ですが、同時に嫌われ役でもあると、そういった中で削るものは断腸の思いで削るという決断をですね、是非していただきたいと私は思っております。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 奈須議員の仰るとおりで、常にそういうことは頭に置いて、挙がってくる施策、あるいはまた提案…こういうところを、本当にそれが必要なのかどうか、そしてまた現状の事業を継続していくことが本当に地域のためになるのかと、そういうところは常に念頭に置いております。

それが実は政策形成をしていくときの考えようとする力になるわけでありまして、それは問題意識と危機意識、そして情報収集になってくるのではないかと思っておりますので御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（木下一己君） これで奈須議員の質問を閉じます。

ここで、13時15分まで休憩といたします。

休 憩 午前 1 1 時 4 9 分

再 開 午後 1 時 1 6 分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、質問番号 3 番、3 番 齊藤好信 議員。

○3番（齊藤好信君） それでは、60過ぎて若干声変わりしてはいますが、よろしく願いいたします。

まず、社会保障について。

7年後の2025年に全国で認知症高齢者が約700万人に増加するとの試算が出ています。

認知症施策推進総合戦略…新オレンジプランというものですが、ここの7つの柱の2番目に、認知症の容態に応じた適切な医療・介護等の提供とあります。

この施策の促進を図るため、来年度より「認知症初期集中支援チーム」が全国の市町村で立ち上がります。下川町として地域性に応じた取組をどのように考えているのか伺いたいと思います。

併せて、医療・介護人材の確保などの支援策も喫緊の課題であります。介護人材の確保に向け、より一層の処遇改善を進めるべきと思いますが、町長の見解を伺いたい。

また、町民に、将来自分も含め、親の施設入居を希望すると同時に不安の声がありますが、改めて「高齢者向け快適移住空間創出・具現化事業」の進捗状況を伺います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「社会保障について」お答えしたいと思います。

既に本町の高齢化率は39%を超えており、高齢化に伴う様々な課題に対し、限られた地域資源を効果的に活用しながら取り組んでいるところであります。

御質問の1点目、認知症初期集中支援チームについてであります。国の示す「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」では、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供、若年性認知症施策の強化等、7つの柱が示されているところであります。

このうち、適時・適切な医療・介護等の提供につきましては、早期診断や早期対応のための体制整備の一つとして「認知症初期集中支援チーム」を平成30年4月までに設置することとされております。

本町におきましては、チームの構成に必要な認知症サポート医や、一定の経験を有する医療や介護の専門職のチーム員を平成27年度から順次養成しているところであり、現在、町立下川病院の医師2名がサポート医となり、保健師1名、看護師3名がチーム員研修を修了しているところであります。

これまで、在宅医療・介護連携をはじめとする医療介護体制により、認知症の方の支援を行っているところでありますが、今後につきましては、認知症初期集中支援チームの普及啓発や、特に支援が必要な対象者にはチームでの対応を行ってまいりたいと思います。

また、御質問2点目の、医療介護人材の確保につきましては、平成27年度から実施しております福祉医療連携会議において、継続的な人材確保策を議論してまいりましたところ、平成28年度から、まず嘱託職員の手当等を拡充し、資格取得に係る助成制度も開始するとともに、積極的な人材募集活動や研修による人材育成等を実施しているところであります。

この結果、平成28年度に8名の医療介護人材を町外から確保するなど、一定の成果を得たところであります。

しかしながら、各施設で離職される方も少なからずおり、引き続き人材確保に向けた取組が求められていることから、今後も福祉医療連携会議において、処遇改善も含め、

より効果的な方策を検討してまいりたいと思います。

御質問 3 点目の、高齢者向け快適居住空間創出具現化事業についてであります。これは高齢者向けの施設やサービスに対するニーズが高まる中、国や道の動向や、将来の人口推計等を踏まえながら、本町に合った施設やサービスのあり方を検討するものであります。

これまでのところ、本町には高齢者を支える施設やサービスが一定程度充足しているとの考えから、既存の施設やサービスを更に効率的に運営し、関係者の連携強化を図ることによって、不安の声を取り除くことができるものと考えているところであります。

また、新たな施設やサービスを検討する場合においても、厳しい財政状況の中では、財源の捻出が必要となることから、一部施設の経営分析を実施し、収支改善に向けた取組を始めているところです。

いずれにいたしましても、今後も社会情勢の変化に対応しながら、長期的な視野に立って必要な福祉施策を検討してまいりたいと思います。

以上申し上げまして、答弁いたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） 今ですね、町長の答弁にあったように、今回の認知症の初期集中支援チームというのは、正に認知症の早期診断、それから早期対応に向けた支援体制を構築していくというものなんです。私は…今国で進めている消費税の拡大に伴って、いろんな施策を打ち出しておりますけども、私はこれはある意味、高齢者だけでなく、子育て世代も含めた全世代型の社会保障だというふうに捉えているんですね。

例えば今私が質問した認知症に関することも、このへんのチームが来年度から発足して、努力して力を発揮していけばですね、あと7年後に700万人という統計が出ていますけども、これは早い段階で発見して対応すれば、例えば発症より2年早く対応した人はですね、かなり発症した人から比べると進み具合がまったく違うんですね。例えば認知症の症状が出たときから約5年後に発症するというふうにお医者さんは言われております。

5年後に発症した時点で、薬の投与とか治療して治るのかというと、これは治らないと。止めること、なるべくこの症状が軽く出るように抑えることはできても、治すことができないというふうに言われています。

それでMCIという認知症の…軽度認知障害というのがあるんですが、これは私も含めて65歳以上の5人に1人がなっているというものなんです。発症の遅延…発症を遅らせる、2年間発症を遅らせたなら約2割の人が認知症になる人がいないと。5年間発症を遅らせることができたなら5割の人が認知症にかからないで天寿を全うするという、そういう研究者の推計も出ております。

それで、この発症遅延をするために、やっぱり早期発見、早期対応をしなくてはならない。今までは、下川も包括の方で認知症の相談とか生活の相談などを受けておられますけども、これからは非常に難しいんですが、このチームだけではもちろんできないし、中には町内会、近所、民協…そのへんも含めて、そういう家族の対応とか相談を受けな

がら、その方がもしそういう症状が出たというときに、どう対応するのかというところが、お医者さんにいろいろお聞きすると非常に難しいそうなんです。啓もうをどうやってするか、まだかかっている、かかっていないの…調べるいろんなテストみたいなのがあるんですけども、その場に来られて、例えば5問出されて、2問ぐらいしかできない場合は「初期症状あるよ、気を付けてね。」という感じで言えるんですけど、その場にも来ない、それからこれはプライバシーに関係することで、個別には言いませんけども、やはり下川町の中にもそういう方がいらっしゃいます。これはヘルパーさんとか、現場に向かい合って対応している人が一番よく御存知だと思うんですけども、そういう方のお話、意見等もよく聞いてあげて、そして対応する。

この認知症初期集中支援チームというのは、来年の4月1日から全国的に展開するわけなんですけど、今までもモデル事業として全国で何箇所かやっているところがあります。

対象者の大多数は一人暮らしや高齢の御夫婦の取組によって、多くのケースで入院または入所をせずに、その育った地域で生活が続けられたという実証実験も報告されております。

一方で、そういう方がいらっしゃるということで、医療従事者の方が訪問して生活の状況等を聞かなくてはならないんですが、この訪問に抵抗を感じる、それから受診を頑なに拒否する、そういう方が当然いらっしゃいます。

自分では自覚症状ということはないんですが、なんとなく物忘れが激しくなったとか、認知症に薄々気付いていても、今の生活を続けていくことができなくなるという恐れで診断を受けないという場合も、これは現場で起こり得ることなんです。

ちょっと長々しゃべりましたが、このMC I…軽度認知症障害、それから認知症の方ですね、これは昨年の10月現在で全国の65歳以上の方は3,459万人、高齢化率27.3%ですけども、これに下川を…数字上ですけども当てはめていくと、有病率の推定というのが、先ほど言った軽度認知症障害の方で約13%ぐらいです。それから、認知症になる方を含めて、先ほど2025年に700万人と言いましたけども、大体これが有病率というのは推定で約15%。2020年ですから、あと2年後では410万人という…推計ですけども、これに当てはめてみても下川の場合は高齢化率約40%、午前の一般質問の中でも高齢者の基準みたいなお話がありましたけども、先ほど述べたように、65歳以上になると5人に1人が軽度認知症障害というものが出てくるんだという、そこを一つの基準でやっていくと、認知症初期集中支援チームというものが発足して、取組の中で様々な問題も出てくるし、それを一つ一つクリアしながらどうやってそういう方を早期発見して、早期対応して、そして認知症にかからないようにもっていくかということが、これは下川だけじゃなくて全国の市町村で取り組む大切な部分だというふうに思うんですね。

それで、先ほどの答弁の中では、おおむねスタッフのこととかありましたけども、このへんはどのような取組を今後していくか伺いたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 今の斉藤議員からの質問に対してお答えしたいと思い

ます。

認知症初期集中支援チームの活動をまずはどのように行っていくかということでございます。

これは、認知症初期集中チームは相談を受けた対象者を把握し、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族の状況の把握、評価をして、初期の支援を包括的、集中的に行い、自立支援のサポートを行うということでございます。

下川町では、チームを地域包括支援センターの方に配置しまして、先ほど町長が申し上げたとおり、サポート2名おります。そして保健師、そして介護事業者…ケアマネ等も含めて各関係者と連携しながら情報を共有できる仕組みといたしたいと思っております。

また、訪問する場合は、医療系、介護系の人材をチーム員として、関係者が2名以上で対応していく予定でございます。

また、訪問対象者は認知症の診断を受けていない人、医療を受けていない人、介護サービスに結び付いていなかったり中断している人、対応に苦慮している人をチーム支援の対象として、医療に結び付くまでの支援やサービス利用や体調管理、環境調整など、状態が安定するまで支援を行う予定でございます。

今、包括支援センターの方で把握している下川町内の認知症の方については、要介護認定を受けている人で日常生活に支障のあるレベルの認知症自立度が2ランク以上の方なんですけども、包括で把握しているのは141名です。うち、在宅で生活している人、または入院されている方が56名ということで把握しているところでございます。

また、斉藤議員が心配していた、潜在して相談に来ない人に対してはどのようにということでございますけども、これも民生委員さんや公区長、また地域の人達と連携をしながら、また私どもの方で保健・医療・福祉・介護関係による包括ケア会議も毎月行っておりますので、その中で情報交換をしながら、そういう認知症の方の対応をしてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 今お話あったとおりですね、一般的な対象者の条件というのは、40歳以上…これは若年性アルツハイマーの部分ですけども、また、在宅で生活していると、それが認知症の疑いがある…こんな感じなんですけども、これを今答弁あったとおりですね、潜在で…家族の中にいた場合ですね、相談する場所ですね、今は包括の方で予約制でやっておりますけども、これはもう少し僕…例えばですね、下川には町立病院ありますけども…その中にですね、いろんな…今現在、退院に向けての今後の生活とかいろんなことは師長さんあたりが相談にのっているらしいですが、師長さんは師長さんで難しいお仕事がある。そんな中で、そういう方の対応とか、家族の…例えばAさんの奥さんが、今こんな感じなんだけどもどうでしょうか、どういう対応をしたらよろしいですかという相談をした場合ですね、もちろんスタッフのお医者さんも当然相談を受ける立場ですけども、ワンクッションおいてですね、そういう相談の窓口というものが病院の中にあれば良いというお話も…ある自治体のところから聞いてきました。一般的にいわれるソーシャルワーカーの仕事に当てはまると思うんですが、これ小さい町だ

からあまりお話するとあれしますけども…ちょっと相談を受けたんですね。それで、一応その方は町立病院にもかかっている方なので、相談された方には、病院に行って御家族の生活状況をお話して、アドバイスを受けて、中から対応した方がいいんじゃないかということで相談を受けました。そういう方がまだまだいると思うんですね。

ただ、これプライバシーがあるんで、若干見た感じとか、行動なんかを見て、あの人認知症じゃないのという…こういう部分がちょっと怖い部分もあるんですけども、それはどうしてもそういうものは出てくると思いますけども、そのへんを含めて、潜在的になかなか相談にのれない方を早期発見して、早期対応できるような取組を…いろいろなこともあると思いますけども、そういうのを一つ一つ課題を乗り越えて、安心してこの町で、そういう方が住めるような状況に持っていくようにですね、よろしく願いしたいというふうに思います。

続いてですね、2番目にあった介護、それから医療の人材の確保ですけども、これは私が27年9月、第3回定例会でも、あけぼの園、それから町立病院、山びこも含めて、施設の臨時職員または嘱託職員の処遇改善を求めてまいりました。

28年度からは、例えば、あけぼの園の介護職員…嘱託職員に関して、手当の拡充なんかもされておりますけども、この中に期末手当という部分が入っていますか。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） この処遇改善の中には、期末手当の拡充も含まれてございます。嘱託職員でございます。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） 臨時は入っていませんね…額だけでいいです。

今、全国的に約37万人の介護職員が不足しているといわれています。

それで、まだ確定はしてませんが、以前のヘルパーさん…初任期研修の内容ですね、例えば今130時間でしたか…研修の時間帯なんかも軽減する、短縮してですね、多くの方が以前のヘルパーさんの資格を取りやすくするとかですね、それと併せて認知症の講習もそこに取り入れてやるという取組が出てきています。その中に、外国の…研修制度を忘れましたけども、そういう方も入っておりますけど、まずは日本の中におけるヘルパーさんの資格を取るための軽減を今取り組んでいるところなんですけど、この下川でも…あけぼの園も含めて、職員はなんとか回っているといっても、やはり人が少ないと職場環境というのは悪化するんじゃないかというふうに私は思うんですね。

午前の話にもありました…保育士さんの話でしたけども、やはり地元で資格者がいてもなかなか入ってくれないというのは、もちろん賃金体系の問題もあります…これは大きいと僕は思います。その中でも職場環境というものが、やはり地元ですから耳に聞こえてくると思うんですね。そういうものがネックになって地元で勤めない。中には下川から名寄の職場に通われている方もいらっしゃいます。

そういうものを含めて、先ほど嘱託職員だけ手当を改善されたようですが、臨時も含

めて処遇改善というのは図っていかなければ、なかなかみつからないし、それから町で取組をした資格の助成…これも昨年度は3名の方がされているそうですが、これは本当に素晴らしい取組だと思います。こういうものも含めて、臨時、嘱託の方が、仕事内容は本当に…ここにも担当の方がいらっしゃいますけども、ほとんど仕事内容は変わらない。

ただし、責任の部分では重たい軽いはあるかもしれませんが、人間を対象としてやる仕事というのは本当に大変だと思います。介護職員になぜならないかという、他の業種の所得から比べてかなり差があるんですね。今、国でやっているのは2020年ですか…介護職10年勤めた方を月7万円でしたか…という話もありますけども、これはまだ先のことですけども、やはりこのへんの嘱託、それから臨時の部分を含めて、下川はどうしても人数多いんですから、このへんの処遇改善を僕は進めるべきだというふうに思いますが、この点はどうでしょうか。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。
副町長。

○副町長（武田浩喜君） 福祉医療に携わる人材の確保について、それぞれ実施をしてきているところがございます、先ほどお話があったとおり、平成28年に嘱託職員等の処遇改善を図ってきたというところがございます。

いっぺんにそういったかたちで処遇改善ができれば、それに越したことはないですし、人材の確保にも繋がるかもしれませんが、一気に改善をしていくということはなかなか困難な状況になってございますので、28年度に改善をし、さらに今人材確保に向けて様々な取組を実施してきてございますので、それらの検証も含めながら、どういった方法が有効かということについて検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） 前向きに取り組んでいくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 人材確保を進めるということに関しては取り組んでいかなければならないと思っておりますので、処遇改善すれば人材確保できるかどうかというのもございますから、それを総合的に判断をして取り組んでまいりたいということでございます。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） いつも時間配分がうまくいかないんですが…是非ですね、下川の中に多くの資格を持っている方がいらっしゃいます。そういう方が地元で勤めていただ

けるような、そういう処遇改善に向けて取組をしていただきたいと思います。

次に、答弁の中に…施設の関係ですが、高齢者向け快適居住空間創出具現化事業ですね、これは前回の決算認定でありました…可能性としては低いと、それで今ある施設の拡充とかうんぬんとありました。

そして、先ほど町長の答弁の中で、一定程度充足している、また、不安の声を取り除くことができるものと考えているというふうに答えられましたけども、これはある意味…町民の…現場の声を担当課が知らないのか…そのへんは把握されていないのか知りませんが、もう少し町民の声を聞くべきだというふうに思うんですね。

現実には、80代の方ですけども、自分の持ち家に住んでいて、維持管理ができない。まだなんとかヘルパーさんの協力を仰ぎながら自活しておりますけども、将来的には北見にいる…札幌にいる…遠くにいる子供さんのところを頼って、そこの近くの施設に入らなくてはならないという…ただでできれば下川に住みたいという方もいるし、それから、私たちが聞いた町民の声では、地方から出てきて今下川に住んでいる世代の方が、将来的には親をこちらに呼びたいけれども施設に入れないと…そういう声も数多くあるわけなんです。

だから充足しているという部分は、これはどういう意味で言っているのか。現在だって、あけぼの園に入れなくて、一定期間、旭川とか西興部とかいろんなどころに入られて、空いたらこっちに戻ってくるという方だっていらっしゃるのは知っているとは思いますが…そういう方もいらっしゃいます。

それで、私が27年の第4回定例会で質問した時には、町長の答弁の中に、共生型住まいの場のような住宅を希望する高齢者が今後も増加するものとして認識していると。ただし、財源的に維持費も…例えばぬく森の場合は1,000万円ぐらいかかっていると、そのへんも含めて取り組んで…研究していく…協議していくという答弁がありましたけども、これはそんな生半可にゆったりとやっている研究じゃなくて、例えば既存の施設を使ってやるかとか、先ほど言った時に…私は建設の課長に聞きましたけれども、例えば今ある住宅のように…あまり格好つけたものでなくて、下川の業者が造れる平屋建ての、そしてある程度の…ぬく森ぐらいの空間があって、共同で住んで、見守りそして生活相談ができるような…安否確認ですね…そういう人がいらっしゃって、そして住めるような…そういう場を僕はつくるべきだというふうに思ったんですね。

そして、当時の課長に、そういうものを下川の建設会社の方がやろうとしたら…確かぬく森の場合は2億3,000万円ぐらいかかったと思いますけども、コストダウンはできますかと言ったら、ある程度…本筋を離れないような感じでつくれば、コストダウンは図れるという答弁もありました。

そこも含めてですね、これは僕は非常に大事だというふうに思うんです。町民に不安の声もあるという部分を話しましたが、その部分をもう少し幅広く…座ってても誰も言ってくれませんから、そのへんはいろん…そういう方に対応している方の…現場の声を聞くということをして把握していただきたいと思います。そこを含めてですね、その1点伺いたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 共生型の施設については、前回もそういうかたちで答弁をさせていただきましたが、老人クラブの皆さんや社会福祉協議会の役員の皆さんとも何度となく意見交換をさせていただいて、本当に一番声の大きかったのが、このへんの施設の要望でありました。

しかし、現実にはインシヤルコストとランニングコスト…インシヤルについては今言いましたように2億3,000万円、ランニングについては1,200～1,300万円ということで、実は一人当たりにかかる年間の費用が100万円かかるわけです。これを単純に次の施設も…10人の施設をつくるとしたら毎年1,000万円ランニングコストがかかっていくという、こういうカウントがされていくわけです。

ですから、私たちも希望としてはそういう施設をつくって、多くの人達の期待に応えてあげたいというのがあるんですけども、現状はそういう財政、財源の問題、そして運営する上での人材確保という、様々な問題がありまして、なかなか直ぐにそういう計画を実施することができないというのが実態であります。

ですから、斉藤議員が言われていることというのは、斉藤議員以上に実は私どもの方で考えて、増設はどうかとか、あるいはまた民間事業者の方が参入することができないのかとか、いろんなことをリサーチして、そして条件整備が整うかどうかということは今考えているところでございますので御理解をいただきたいと思います。

また、介護施設については、今町の直営で特養を運営してございますけども、他の施設等はかなり民間にシフトして、民間事業主体でやってられるところが多くなってまいりました。

そういう意味では、人件費等については、単独での運用というのができると思うんですけども、なかなかこういう公的な…行政がやる場合には、全体のバランスがございまずので、そのへんを加味していかないと、全職員を臨時から嘱託にする、嘱託から正職にするという…そのへんのバランスが難しくなってくるんじゃないかなと考えてございますので御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 今ですぬ町長から答弁があったとおり、確かに本当に難しい政策だというふうに思いますけども、そのへんも含めて、そういう施設運営している事業所などの企業誘致なども含めた幅広い…担当課の方がいろいろ研究されて、なるべく早い期間に…下川の既存の施設を使うのか、目に見えるものを町民の方に示す取組をしていただきたいというふうに思っています。

次に、除雪対策についてということで、現在、市街地の中に流雪溝の投雪口が、町道、道道、国道、合わせて330か所。歩道を挟んで隣接する住宅、商店の住民の高齢化に伴い、雪の処理の作業困難な状況が起きているが、今後の対策としてどのように考えているか伺います。

また、個人の除雪事業者が将来に向けて確保されるように、担い手対策の中で、作業機械の貸与、またはリース化も含め、検討すべきではないか。考えを伺います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「除雪対策」について、お答えしたいと思います。

本町の流雪溝は、昭和 60 年に北海道開発庁が快適な冬の生活環境づくりと道路の交通安全確保を目指し、「ふゆトピア」と称して各種の事業を展開する中、同年 2 月に北海道開発局、北海道、下川町からなる協議会が設立され、流雪溝整備の事業採択を受け、国道、道道、町道に係る総延長 3,540m を整備しまして、平成 2 年 12 月から供用を開始しているところであります。

流雪溝の雪処理につきましては、道路に面している住民、会社等及び団体に組織する「下川流雪溝管理運営協議会」で投雪に関するルール等を決めて、それぞれが責任を持って雪処理を行うことになっておりますが、御質問にありましておおり、近年は住民の高齢化や空き店舗の発生等によりまして、十分な雪処理ができていない箇所が見られるところであります。

これらの問題を解決するために、先般開催されました、下川流雪溝管理運営協議会総会で協議してございますが、十分な解決策を見い出せない状況にあります。

しかしながら、流雪溝本来の目的である、快適な冬の生活環境を確保するため、流雪溝管理運営協議会と協議を重ねるとともに、町民全体に係る除排雪事業も含め、関係者と協議してまいりたいと思います。

次に、個人の除雪事業者の担い手対策についてであります。建設会社等を兼ねる除排雪事業者の担い手対策も併せて、建設業協会や、昨年 6 月に設立されました「下川町除排雪対策連絡協議会」等と情報交換を行いながら、総合的な施策について調査・検討を進めてまいりたいと思います。

また、除雪に必要な作業機械の貸与やリース化等についても、それぞれのメリットやデメリットを検証しながら担い手対策とともに調査・検討を進めてまいります。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） この件は同僚の議員の方が、昨年…第4回定例会で質問されています。

その中で、町長の答弁の中に、投雪…雪を投げるのが困難な高齢者に対する支援のあり方を検討するというお話を1年前にされています。

当時の担当課長も、高齢者の方については、今後について影響が益々深刻になってくるだろうと、投雪作業の困難者を支援するなんらかの仕組みが必要だというふうになっているんですが、1年経って、それがまだ出てきていない。

私たち議会と町民の井戸ばた会議の中でも何人かから…先ほどお話ありましておおり、除雪の組合があって、個人でもやっている方がいらっしゃいます。ところが、数がまだそんなに多くなくて、今やっている方は頼まれている方がいっぱいいっぱい、ほかに手が回らないと思いますが、そういう方が増えた場合、今現在でも…頼んでもいな

いと…それで押していっても投雪溝に入れること自体がなかなか難しい。先ほど言った同僚議員の答弁も…いろいろ読ませていただきましたけども、やはり雪山ができていう部分があります。その中の町長の答弁の中で、いろいろ国とか道にお願いして、その部分の除雪をやってもらってはいるというふうにありますけども、さっき言ったとおり330あって…330か所の中で今現在利用されて…流雪溝としてちゃんと利用されている方、利用されている箇所というんですか、分かったらお願いします。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

流雪溝の投雪口につきましては、先ほど申しましたとおり330か所。その内訳としまして、町道が37か所、道道が135か所、国道が158か所という内容になってございます。

そういう状況の中、全体で利用されている方、11月17日に流雪溝の管理運営協議会総会を開催いたしました。その段階で112件と申しますか…個と申しますか、112か所の方達が使ってらっしゃるといことで、112とはなりません、330のうち…正確に数字は把握してございませんが、半数以下の投雪口の利用状況かと認識してございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 流雪溝の管理運営協議会の中で、いろんなルールがあって、もちろん流雪溝に雪を投げる時間帯も決まっています。この時間帯が…これがまた大変なんです。この時間に出てきて、その時間の中で投げるといことがなかなか厳しい方がだんだん多くなってきているんですね。いつでもいいという訳にもいかないと思うんですけども、こういうところなんですね。

例えば福祉サービスの中に、除雪サービスとか、町民に対して排雪の助成とか出てますけども、流雪溝に関しての助成はありません。町民の公平さを保つ中で、こういう部分の助成…同僚議員の中では公費を使って…という質問がございました。これも含めて、この部分もやはり助成をしていくという、これはある意味、町民サービスの公平性を保つという部分で是非やるべきだといふふうに考えますが、いかがですか。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

助成制度については、具体的なものは現在まだ協議、検討はしてございませんが、先ほどお話のありましたとおり、昨年12月、同じような内容の御質問があったかと思っております。

その中では、空き地、空き家、空き店舗という部分も言っていたかと思いますが、そういう話を受けまして、平成29年度の予算で流雪溝の排雪手数料100万円を予算計上させていただいて、御議決をいただいております。

今年度はその100万円を利用しまして、根本的な解決には至りませんが、緊急的な措置として、例えば地域の事情…先ほど言いました高齢で全然投げることができないとか、歩道の雪が溜まって処理ができないという…そういう状況を把握しながら対応していきたいというふうには考えてございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） 正にそのとおりで、1年前と同じ質問かもしれませんが、そういう投雪困難な方が…これからも増えていくでしょう。でも立派な流雪溝が下川にあるということは、一つの大きな財産だと思います。これを是非有効に使ってもらうために、そういう困難を訴える方に対応できるように…1年経ったわけですから、今お話がありました、そこも含めてもう少し、今現在困っている方に対応できるようなかたちで進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、従事者ですね、オペレータというか…資格を持っている方は結構いらっしゃるんですが、小型だったら普通乗用車でも運転できますけども、そういうことも含めて…ただ作業機械というのは御存知のとおり高額なものです。これをディーラーから町がリースで借り受けて、それをやっていただく方に貸与するという…こういうやり方もあると思うんですね。

除雪ですから、冬期間の大体4か月ぐらいですか、その間に自分で機械を買ってまでやるといったって、これは価格を知っていると思いますから…あえて言いませんけども、なかなか難しい。そのへんをもう少し研究されて、しっかり把握されて、メリット・デメリットどういう感じがあるかという検証をしながらとありますけども、今個人的にやっている方でも結構高齢な方もいらっしゃいます。やめたと言った時にさあと言うのではなくて、ある意味、早め早めにそういう対応も考えていくべきじゃないかというふうに思うんですが、一言だけ答弁いただきます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） それについても、他の市町村の情報も集めながら、今いろいろと検証しているところであります。

いずれにしても、除雪だけをやる方と、例えば建設事業者の方が夏にそれを運用していくとなると、目的がまた違ってきたりするという…そういう課題も出てきますので、そういうところは十分留意しながら、どういう方法がいいのかというのを少し考えていきたいなと思ってます。

また、流雪溝の問題…ちょっと前段に戻りますけれども、あまりにも空き家、空き店舗が出てくる、あるいはまた住民の方々の高齢化によって投雪が厳しくなってくる、そうなってくると流雪溝の存亡がかかってまいります。果たして、流雪溝をなくして従来の排雪事業に切り替えていったときに、その沿線の方々というのは他の地域と同じような状況になってまいります。そのへんを十分に考えて、公平な住民の除排雪対策というのは考えていかなければならない。流雪溝の沿線の方だけを優位にするというわけには

いかないんですね。そういう意味では、流雪溝の存亡がかかるということでもあります。

というのはですね、屋上屋で、昨年も国道の一部のところの歩道が投雪することができなくなって、要するに連続して空き店舗が出てきたところ…ここは歩道が埋まってしまったわけですし、ここの排雪を国の方をお願いしたという経緯があります。そういうところが連続して沿線の中に出てまいりますと、流雪溝本来の機能を失ってしまうというのがあります。そういう意味でも、十分この協議会の方々も意識を持っていただきながら、町としてやれるところはしっかりと担ってまいりたいと思いますけれども、そういう運用の仕方を今後も考えるべきではないかなと思っていますので御理解をいただければと思っています。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） それでは最後の質問ですけれども、生活の安全対策についてということで、近年、下川町内でも住宅街で熊が目撃されることが増えており、農作物被害も確認されています。記憶に新しいところでは、今年の春に白い熊が中学校周辺に出没し、テレビ・新聞等で大きく報道されました。

町はその場合、地域の猟友会に駆除依頼をし、会員が熊を射殺することで、人間や民家、畑などの被害を食い止める。その猟友会が、今深刻な人手不足と高齢化に悩んでいる現状であります。

2008年に施行された「鳥獣被害防止特別措置法」に基づいて、下川町でも鳥獣被害対策実施隊が設置されています。

狩猟免許を取得し、現場で対応できるまでには、ベテランの方の指導・訓練と、多くの時間が必要であります。

町民の命と暮らしを守るためにも、隊員の確保と育成に町としても本腰を入れて取り組むべきであると思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「生活の安全対策」についてお答えしたいと思います。

道内の野生鳥獣の被害につきましては、農林業の分野に加え、人身被害や交通事故の発生など、広域化、深刻化している傾向にあります。

本町では、野生鳥獣による総合的な被害対策を適正かつ円滑に実施するため、平成25年度より「下川町有害鳥獣被害対策協議会」を設立するとともに「鳥獣被害対策実施隊」を設置し、国の財政的支援を受けながら対策を強化してきたところであります。

御指摘のとおり、これらの対策の実施につきましては、地元の猟友会に大きな役割を担っていただいていることから、猟友会組織の強化と人材育成及び技術継承が重要な課題となっております。

そのための対策としては、猟友会組織の運営強化策を実施するとともに、新規捕獲従事者の狩猟免許の新規取得経費への支援や人材育成を目的とした春熊駆除を実施することにより、人材の確保・育成に取り組んでいるところであります。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 大体现状は把握しました。現在、下川町の猟友会の方は6名…間違っていれば訂正してください。その中で、若いというふうにいわれる60代、70代前半の方が2名で、あとは本当に年齢の高い方がいらっしゃいます。そういう熊とか出たときに、そういう方が将来的になくなった場合に、他町に頼むとかいう場面も出てくるんじゃないかと思うんですね。

環境省がやられた中で、この40年間ぐらいで狩猟免許…要するにこういう猟友会のメンバーですけども、52万人から20万切っちゃっているんですね…全国的にも。

一つは、自治体の例を出しますけども、どういう取組でそういう人材の確保をしたかという、狩猟免許…例えば散弾銃とかライフル銃…これは第1種ですか、それから空気銃の…これは第2種に入ります。あとは罠をかける免許もありますけども、ほとんどこの散弾銃、ライフル銃の第1種免許ですけども、この狩猟免許を持っていれば…熊が出てきたからお願いしますと…行けるかといったらこれは行けない。やはり場数をどれだけ踏んで…鉄砲が当たって即死していればいいけども、行ったらまだ騒いでいるときに、自分でその熊を…鹿を始末できるような…そこまでできなかつたら、やはりものにならないというんですね。

それで、今話した中に、例えば長野県の^{こもろし}小諸市では、ICT…情報通信技術を使って、罠にその技術を使って、そこに熊とかが入ったら、猟友会のメンバーのスマートフォンに連絡が入って、そしてあるところのボタンを押すとボタンと閉まるとか、その実験もやっています。

それから、秋田県では、狩猟免許は現在…平日に行われているんです…都道府県では。

これを秋田県では、休日に行って、免許の取りやすいようにしたとか。そういうことで、秋田県では年々増加して…今108人ぐらいの若者が狩猟免許を取ったというふうになっています。

それから、ここが大事なんですけども、これも秋田県ですけども、3年前から今の猟友会のメンバーの方が、若者に狩猟の魅力とか、やりがいなど…特別フォーラムを開いて、どんなに人のために役に立つのかとか…それも含めたいろんなお話を今のメンバーがしていくと…そういう場をつくってあげる。その中で、私も狩猟免許を取ってそういうふうになりたいという方が増えてきているんですね。要するに社会貢献性を訴えるというんです。それと、実際にたくさんの方数を踏んだ猟友会の体験を聞かせてあげる。そういう場をつくっていくことも非常に大事だと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（宮丸英之君） お答えいたします。

現在の猟友会組織等の現状についてであります。現在の下川猟友会の会員の人数に

つきましては、14名でございます。過去5年間の経緯を申し上げますと、平成25年が12名でありました。現在2名の増員となっております。

一方、下川町が実施隊として任命しているのは6名でございます、その6名は猟友会の方となっております。

この猟友会の14名の内訳といたしまして、狩猟免許を持っている方は12名でございます。

そのうち、ベテランとして活動していただいているのが実施隊として任命している6名の方でありまして、それ以外で免許を持っている6名の方については、現在、ベテランの方々から技術の継承をしていただくように様々なかたちで活動していただいております。そういった現状がございます。

また、狩猟免許を持たれた方につきましては、町長の答弁にありました、狩猟免許新規取得の経費援助…町からの援助、こういったことを活用した方が5名いらっしゃいます。

そういった様々な支援対策などを用いて、今後もそういった技術継承に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 時間です。これで斉藤議員の質問を閉じます。

次に、質問番号4番、7番 春日隆司 議員。

○7番（春日隆司君） それでは、一問一答で一般質問をさせていただきます。

まず1点目、事業予算の編成についてでございます。

事業予算の編成については、特に補助金を財源とする場合、内示または確定後に行っているところですが、町民への説明や合意形成が十分図られない場合もあります。

また、事業内容の変更等が生じた場合、関係省庁との関係など含め、様々な問題が生じてくるかと思えます。

町民意思が町政運営に十分反映され、町民参加の政策推進を一層図っていくためにも、予算編成の時期について一考する必要があると考えます。

また、近年、事業を実施すべきか、もっと効率の良い実施方法がないかなど、事業を事前に評価していくという…そういうことを取り入れている自治体も数多くございます。

こうした時勢を踏まえまして、予算編成、事業評価の仕組みを再考する必要があるんじゃないかと考えますが、所見をお伺いいたします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「事業予算の編成」についてお答えしたいと思います。

予算編成と事業評価の仕組みの再考についてであります。補助事業については、財源の担保が事業実施の前提となることから、継続事業など事業採択の見込みが高いものについては当初予算に計上しており、新規の事業については内示等があった後に補正予算として計上することとしております。

近年、モデル性や企画力が問われる提案型の補助事業が多く、募集から提出期限まで短期間であることに伴いまして、町民参加が不十分との御指摘を受けていることから、

町民参加の手順について、ルール化も含めて検討しているところであります。

事業の事前評価につきましては、導入されているところでは、新規事業で特に事業費が多額となる投資的事業に用いているケースが多く、効率的な執行とその実施過程の透明性の向上などを図る目的で実施をされていると考えております。

本町では、平成17年度に行政評価システムを導入し、前年度決算に基づいて事務事業の内部評価及び総合計画審議会での評価を実施し、総合計画のローリングを経て、新年度予算編成に反映する、いわゆるPDCAサイクルを用いているところであります。

新規事業につきましては、総合計画のローリングにおいて、総合計画審議会で御審議をいただいております。事前評価として行っているものと考えております。

いずれにいたしましても、現在の仕組みが妥当なのか、改善する余地があるのかなども含め、また先駆的に取り組んでいる他の事例なども参考にさせていただき、より良い仕組みとなるよう検証をしなければならないと考えております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） まず第1点目、ルール化を含めて検討しているというお話をいただきました。まだ不確定なところがあるかもしれませんが、新年度予算から原則として導入することは可能でしょうか。時期的には、いつをめどにお考えでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷一之君） 新年度については、既に従来やっておりました総合計画のローリングの中で、新年度の事業についてもいろいろと調書を基にして検証しているところでありますので、30年度については今の段階ではこの事前評価というのはあえて求めていくことはないかと思えます。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 30年度は従前どおりということのお話をいただきました。答弁にありましたとおり、非常に…モデル性だとか先見性だとか、補助事業について期間が短いということもあるのも確かでございます。

ただ1点ですね、補助事業の場合、例えば住民合意が図られている、議会の議決を経ている、そして申請を挙げていく。これは補助する関係省庁からすると、これほど担保されているものはないと思えます。ここが今後ですね…といいつつ選考というのは第三者が選考する事業も多々ございますけど、ここを合意形成を図って議会の議決をすると、これを優位性として補助申請に挙げていくと。これは僕は強みになるんでないかと…省庁においても、これだけ担保されるものであれば、本当に自信を持って予算が付けれるというふうに考えますが、この点いかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これまでも住民合意というのは、例えば諮問している審議会、あるいはまたパブリックコメント、さらには住民説明会、公区要望、公区との懇談会等々、いろんなところで合意形成の努力を過去にはやられて…現在も行っているところであります。

ただ、今その手順についてはマニュアル化しようということで、いろいろと模索をしているところがございますけれども、いわゆる先ほどの答弁で申しましたように、補助事業のメニューの場合、非常にその期間が限られているというのがありまして、そういう中でどのぐらいの手続きを取って合意形成に持っていくことができるのかと、非常にハードルの高いものもあるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、事業によってはケースバイケースで、時間をたっぷりかけてですね、そして計画を立てていくものもあろうかと思えます。それらについては、これまでも審議会やいろんな協議会等でも議論をされているところがございますので、今後もしずれにしてもそのへんのマニュアル化、見える化をですね、しっかり図って、この事業の執行に向けて進めていきたいなと思えますので御理解いただきたいと思えます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 前後しますけど、町長の120の公約がありますが、町長は公約を掲げるベースとして町民参加と…その中で今までの流れを変えていくと…補助提案の前に住民の意見を聞くと…これは町長が言われたことでもございます。是非それを再確認していただいて、30年度から実施できないということでもございますけども、テーブルの上にあげていただいて、公約のベースになるものでもございますので、是非検討していただきたいと思えます。

それから、続きまして事前評価でございます。

現在の総合計画の審議の中で、事前評価をされているということかと思えますが、御案内のとおり、今週、総合計画の審議会が開催されているところでもございますけども、今回または以前にしても、委員の方は事前に評価をしているという役割を担っているということは考えられていないと思えます。

こうしたことを踏まえて、これについては検証しなければならないということなんですけど、どのような時点で事前評価を入れていくかというところは、どのように理解すればよろしいでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 審議委員の方々が理解していないというのは、こちらの説明不足もありますので、今後ローリングのあり方や事前評価のあり方というのはしっかり説明をさせていただきたいと思えます。

また、この事前評価については、確かに全国でみても、一定程度の都市部においては

事前評価をされているところがあります。それは所掌事務を持って、そしてそれなりの職員を付けて、そして事前評価の手続きに入っているというところが多くみられるわけでありです。

そういう意味では、現状の下川町の中では、総計のローリングの中で翌年度の事業についていろいろと評価をしながら、そして事業執行に向けて進んでいるというのが現状でございますので御理解をいただければと思います。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 既存の総合計画の中で事前評価をしていくということで理解をいたしますが、是非説明をしていただいて…事前評価ですと、この事業は本当に必要かどうかなのか、違ったアプローチの仕方があるのではないかとかですね、委員の方に役割…そういうところを周知していただいて、相互理解が図られて、事前評価…これは下川町独自の事前評価のあり方というのはつくっていくべきではないかなと思いますけども、そのへん事前評価をしっかりとやっていただきたいと思います。

それでは、続きまして2点目、林業大学校でございます。

林業大学校…これは北海道が設置するというものです。この3月、知事が方針を示されて、今いろんな取組をされているところでございます。

前定例会において、幅広く情報を収集し、北海道に対して町の優位性をいかして優れた提案ができるよう検討を進めていくこととなっているということでございますが、誘致の方針についてお伺いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「林業大学校誘致の方針」についてお答えしたいと思います。春日議員からは、これで三度目の林業大学校に係る一般質問かと存じ上げております。

林業大学校の誘致につきましては、8月に担当課に指示をいたしまして、林業大学校の調査や近隣の自治体との情報交換を実施したところであります。

本年11月27日に、北海道より「北海道の森林づくりを担う人材育成機関のあり方に関する基本的な考え方」が公表され、育成すべき人材像は、専門的な知識・技術を習得し、将来、企業等の中核を担う人材であることとされております。

また、北海道が拠点施設を運営しながら、市町村などの関係機関と連携・協力し、既存の施設やフィールドの有効活用などが示されたところであります。

この考え方にに基づき、関係機関からの情報収集とともに近隣の自治体と協議・検討し、林業大学校誘致の魅力を洗い出し、北海道などへの要望活動を進めてまいりたいと考えているところであります。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 御案内のとおり、今回4回目の質問をさせていただきました。

3月、林業大学校を質問させていただきました。町長からの答弁は、まだしっかりした意思を持っていないと。今後、情報収集をすると。

6月、単独での誘致はこだわらないと。情報収集していると。政治絡みでもあると。少し慎重にやっていきたいと。広域連携であると。

それから9月、先ほど質問させていただいた内容で提案できるよう検討を進めているということでございます。

そこで、基本的なところでございますけれども、環境未来都市の中で、教育機関…これについての設置を…教育機関だけではなくて、いろんな総合的な機関…そういうものの必要性を確認し、これらの構築について努めるということが書かれております。

さらに、バイオマス産業都市…これについては、林業の担い手ということで、林業のシステムを変えていこうということなんですけれども、森林林業大学校の開設と…これ明確にうたっております。

さらに、林業審議会…これ平成27年だったでしょうか…担い手をつくる学校的な教育機関が必要でないかという…審議会でも出ております。

前後いたしますが、平成14年、林業の担い手を育成する総合的な施設が必要であるという…町民が主体となって取り組んできた研究会で結論となり、その後、下川町は調査をして、北海道にも要望しております。

町長は公約の中で、林業従事者の教育機関を検討するという、今申し上げましたとおり、それぞれ計画に乗って思いを語られ、町民の方の思いも集約されてきている案件…事案であると思います。恐縮ですけれども、町長もこのへんの認識は共有しておりましたでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 教育機関…特に下川の基幹産業でございます農業、林業…こういうところの人材育成というのは、これはいつの時代も必要なものと考えております。

そこで、下川町も…今、春日議員が言いましたように、平成14年にフォレストセンターの構想がございまして、そういうような営みが求められてくるのではないかと、そういうことが15年前にあったわけでありまして。

私自身も本町の林業・林産業振興の中で、人材確保、そして人材育成というのは未来永劫求められている大きなテーマだと考えております。

しかし、大学校や研究機関、教育機関を設置するというのは、多額な費用とランニングコストがかかるわけございまして、そこで少し方針を変えながら、他の教育機関との連携を図っていくという、こういうことを選択肢の一つに選んできたわけでありまして。

それが27年度からの旭川農業高校の森林科学科の生徒を第1学年から3学年…短期間ではありますけれども、体験実習、体験学習として下川町で学んでいただいて、そして将来の林業・林産業に繋がっていくような、そういう仕組みづくりがよろしいのではないかと、今年で3年目を迎えたところであります。

お陰様で、卒業生が町内の森林機関にも就職をいたしましたし、来年もまた1人採用を旭川農業高校からしていただけるということで進んでございますので、一定程度の成果が挙がっているのではないかと考えています。

さらに今後もですね、旭川農業高校だけではなくて、他の機関などでも下川町をフィールドとして教育できる、そういう仕組みづくりを考えてまいりたいと思います。

併せて、現在、道が進めようとしている林業大学の誘致については、下川町としてどういう条件整備ができるのか、そしてまた本町だけではなくて、今広域についても模索しておりますけれども、広域という視点での取組も必要ではないかということで、今関係する自治体と情報の共有をしながら進めさせていただいているところであります。

また、全国の林業大学についても、既に…全ての大学は調査しておりませんが、おそらく類似するような…北海道に設置する大学についての調査を終えてございますので、そういうところをしっかりと条件として本町に合うようなものを提起してまいりたいと考えておりますので御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 今までの経過、経緯を踏まえて、多額の経費がかかるのはもちろん当然でございます。私が描いた…ある面では下川に誘致するという事なんですが、国有林との連携、それから、今それぞれ北海道に5つ、6つの期成会ができておりますが、オホーツク管内…下川の材もオホーツク管内から入ってきております。それから、北海道の北の市町村の方と早く連携をしてですね、そして、財源の問題…これは今まで下川町、いろんな企業と連携協定を結んでおります。大手の林産業界、さらには関係するいろんな林業関係…これこそ柱を一つ建てて、ふるさと版企業納税で…ちょっと風呂敷をひろげるような言い方ですけども、5億…下川町に担い手をつくるんだという財源の確保にも…協力してくれる企業さんにとっても極めて重要な問題ですので、そういうことが早く提案できれば、いろんな可能性が開けたのではないかと考えています。

先ほどありましたとおり、8月…町長は指示したということですが、3月、6月、9月、12月…これは町長の意思決定が遅れたといいますか…躊躇したというか、そのへんの根本的な…根っここの部分というのは何だったんでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） どの時期が遅れたとしているかということだと思います。3月、その情報はもう既に…早くから知ってございましたし、道の関係者の方からも聞いておりました。さらに道議会の関係者もいらっしゃいますので、そういう中で一定程度…動きをみた中で、そして方針を出したのが8月ということになります。

その頃には、7つの…要請、要望を出している自治体、それから協議会、あるいは期成会、こういうところのうちはまだ一部だったわけではありますが、現在は7つがございまして、そのうちの3つが単独、4つが協議会、期成会となっています。動きとしては、本町、そして広域も含めて、まだ3つ、4つ挙がってくるだろうということで想定がされて

いるところであります。

いずれにしても、タイミングがありますので、少しでも早い方がいいと思いますけども、やっぱり熟度が求められてくると思います。それは指導者ですとか、あるいはまた体制ですとか、それから宿泊施設ですとか、あるいは協力していただける関係機関、関係企業、こういうところの…一定程度体制が整った中での要請、要望というのが非常に大事なんじゃないかと考えておりますので、しかるべき時期に要請、要望をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） これは認識の違いですけども、自らの政策なんですけど…相手があることですから、やっぱり迅速に意思決定をする町にならなければいけないんでないかなと思います。早いか遅いかというのはあるんですが、御案内のとおり3月以降、それぞれ早いところでは…おって4月、期成会をつくと…先ほど7つと言いましたけども…そういうふうに私は考えます。

それで、旭川の高校と連携をしながら、担い手研修をしながら、就職として地元にも働くと。でもこれでは…道のいろんな方針の中にもあるとおりに、いわゆるプロになるといいですか…それなりの経験を積まない限りは10年かかると。ですから、高校…さらにはそこで担い手の研修をして、それでもまだ5年、3年かかるわけでございます。そういう林業の専門高校と連携しているとするならば、それを加速化させるという…パッケージで考えるということが必要ではないかなと思います。

それで、ここからは推定、想像の話になりますけども、今の現状では…基本的な方針も示されておりますが、拠点となるところは…これは仮定ですけども都市部に置かれるんだと思います。そしてそれぞれ北海道には5つ、6つぐらいの特異性があるフィールドがあって、そこで研修を1週間なのか3か月なのか…今の予定では2学年ですから40名掛ける2学年で80名ということのようでございますけども、ちょっと変動があるかもしれません。

そんな中で現実的に考えて、拠点があって、私どもはフィールドを提供する。40人が宿泊する施設を確保しなければいけない。フィールドを確保しなければいけない。

そしてイメージすると、例えば札幌にあるとしましょう…旭川でもいいですね…あるとします。そこから学生が下川のフィールドで40人学ぶ。そして札幌に帰って2年間…学習を終了して、そこで担い手が全道に出ていく。果たして下川に何人…林業担い手が本当に確保できるでしょうか。

そうすると、林業大学校誘致の内容でございますね…と同時に広域でやる場合については、広域の自治体にも配慮しなければいけない。そうすると下川で40人確保して…お金もかかる…指導する機関の負担になる…お金をもらうのかもしれませんが、そう考えると、下川町が目指す林業担い手の確保というのは、先ほどありました高校との研修を踏まえてですけど、例えばの話ですが、実のある…本当に2人、3人でもいいですから、林業担い手者が毎年確保できるような…そういう町独自の…これを機会として仕組みをつくっていくということが必要ではないのかというふうに考えられるのではないかなと

思います。

さらに、下川で採用して、その人達を林業大学校に派遣して、しっかり戻ってきてもらうとかですね…これは後発組のメリットでもあると思うんですけど、そのへんをしっかりと考えて、実のある担い手確保を…林業担い手道場でもいいと思います。財源は先ほどありました…思い切って下川町…林業・林産の町…内外共に理解をされている…ふるさと納税の柱としてひとつ挙げて、企業さんから資金を頂く…そういう独自の政策が今、林業担い手大学校のこれまでの8か月を踏まえると求められるのではないかなと思います。

これは仮定の話でしてしますので、ただ、今の計画等みると、やはりそういう現実的なことになっていくのも一考する必要があるのではないかなと思います。お願いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 27日に道が発表した方針については、いろいろと解釈があるかなと思います。札幌が拠点になるのか、果たして…逆にフィールドのない札幌がそういう現状をこなすことができるかどうかと。そういうことを逆に考えると、サテライトが逆に札幌ということも一つの選択肢にあるんでないかと、そういう考え方を持っている方も関係者にはいらっしゃいます。

そこで、全道をフィールドに実習体験をしていくということでもありますけれども、総論では…これは私どもも内部で何度となく協議をしております。総論では北海道の林業・林産業が活性化をしていく上での人材確保というのに、どの地であっても林業大学校の実習というのは必要であると。しかし、下川町としての各論にいったときに、本当に短期間の実習が…メリットはどうかということ、実は内部でもかなり議論をしているところであります。

そういう意味では、やはりコアになる…そういう施設を含めたフィールドを本町に中心として引っ張ってくるということが、やはりこれからの要望、要請の中で核の取組になっていくのではないかと考えております。

また、今ふるさと納税のアイデアもいただきましたけども、正しくそういうところで財源確保をしていくというのが一つの選択肢であると思いますけども、なかなかそれもハードルが高いものがあるのではないかとと思います。

併せて、行政ばかりではなくて、生業を担う民業の方々…民間事業者の方々が積極的に人材育成、人材確保というところに取り組んでいって、町としてはしっかり補完機能を進めていくということも大事なところではないかなということ考えております。

シミュレーションの中での答弁でございますので、少し浅いところもありますけれども御理解をいただければと思います。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） それでは、再確認でございますが、下川町に林業大学校を誘致するという意思でこれから動くということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 近隣の自治体名はまだ公表できませんけれども、今協議をしてコンセンサスを得ているところでありまして、そういう中で本町としては要請、要望を…例えば広域の協議会、あるいは期成会ができたときには求めていくこともあるんじゃないかと思っています。

他の自治体もひょっとしたらそういうところがあった場合には、今後その協議会や期成会の中で議論が必要ではないかなと思っています。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 財源の話…企業でも難しいというのは、現状で認識すると分かると思います。でも、チャレンジしない限りは実現できないわけでございます。下川町は歴史的にいろんなものに積極的にチャレンジして、今日を築いてきたところがあると思います。企業さんにおいて、正式に行ったらなかなかハードルがあるのかもしれませんが、基本的には私は理解していただけるということで認識をしております。

今お話を伺いました。これは企業秘密もあるんでしょうけど、10か所ぐらいで競争するというところでございますので、それこそ現実的に踏まえると、やはり優位性を持った提案をどうできるかというところ…選考側に立ってみると…だと思っています。

それでは、3つ目に移らせていただきます。

担い手、雇用対策等における抜本的な政策の必要性でございます。

地域経済の低迷・高齢化、技術の継承、労働不足など、課題を解決するために、タウンプロモーション推進部がそれら課題を一体的に解決するために、ワンストップサービスや人材バンクの構築などを行っておられます。

また、福祉などについても、人材確保について連携会議を設置して、課題を共有して人材確保を図られているところでございます。

これら課題を解決するためには、独自の政策を総合的にパッケージ化するなど、解決に向けた抜本的な政策展開が必要ではないかと考えますが、所見をお伺いいたします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「担い手、雇用対策等における抜本的な政策の必要性」についてお答えさせていただきます。

担い手、雇用対策につきましては、平成27年に創設した「下川町産業連携会議」において、地域産業共通の最重要課題であると共通認識されており、この課題解決のため、平成28年4月に、下川町産業活性化支援機構内に「タウンプロモーション推進部」を創設し、総合移住促進や起業家・事業承継者の誘致などとともに、担い手、雇用対策などに総合的に取り組み、地域産業の活性化と雇用の維持・創出に取り組んでいるところでございます。

具体的な活動といたしましては、平成 28 年 10 月に、人材を募集する事業者と就業希望者を効果的に引き合わせるため、下川人材バンクのウェブサイトを立ち上げ、メディアでの記事掲載による周知などによって人材の募集を開始しております。

これに合わせて、コモレビ内にも求人一覧の掲示板を設置いたしまして、町内外の皆様目の目に留まるように掲示するとともに、そのほか各種人材マッチングイベントへの出展や、下川町での就業希望者を対象にした体験ツアーの開催、名寄公共職業安定所や各機関とのネットワーク構築、情報収集などを進めてきたところであり、タノシモカフェなどの開催によって、移住してきた就業者等と地域住民との交流も進めているところでもあります。

昨年度から進めているタウンプロモーション事業は、関係団体や行政が連携して、地域一体となったプロモーション活動を行うことにあり、同部はそれらの機関との連携、協力の下、横断的、総合的な活動を行うことが重要であると考えているところでもあります。

さて、人材確保に関しましては、地域産業の最重要課題と捉え、事業開始時から、誘致人材ターゲット層の選定、下川町の仕事や暮らしなどの情報発信、実際に下川町を知ってもらうための体験ツアー、人材募集サイトの開設、移住前から移住後までのサポート体制など一貫した人材誘致システムが必要であると考え、これまでシステム整備を進めるとともに、人材誘致活動を鋭意進めているところでもあります。

この活動の結果、平成 28 年 4 月発足から現在まで、移住者 9 名の実績であり、今後の予定者 3 名となっているところでもあります。

このような状況の中、福祉医療分野の人材確保につきましては、平成 28 年度から福祉医療連携会議におきまして、継続的な人材確保のために関係課で課題の洗い出しを行い、嘱託職員の処遇改善や資格取得助成制度、積極的な人材募集活動や研修等による人材育成等を実施してきたところでもあります。

この結果、平成 28 年度では、8 名の医療介護人材を町外から確保するなど、一定の成果を得たところでもあります。

しかしながら、これまでの取組において、各施設において求める人材像やスキルが異なるほか、人材育成手法も大きく異なることが明らかとなったところがございます。

こうしたことから、窓口機能における統合的な取組はもとより、各施設における人材確保のノウハウの強化が重要と考えております。

いずれにいたしましても、引き続き人材確保に向けた取組は重要であることから、今後も福祉医療連携会議において、より効果的な方策を検討してまいりたいと思います。

また、地域全体での人材確保、人材誘致を進める上で、町内企業の求める人材が、町外からの求職希望者にとって職種や就業形態などのミスマッチが生じている現状もあり、さらに踏み込んだ対応策が必要であると考えていることから、新年度に向けて、地方版ハローワークなどの実施に向けて、調査検討などを進めているところであり、地元企業の皆さんの自助努力もお願いしながら、人材誘致、起業化、中小企業振興による支援策などによって課題解決を図ってまいりたいと思います。

今後におきましても、地域の担い手の確保や雇用対策等のため、人材マッチングの効果的な運用やイベントへの参加、関係機関、団体とのネットワークを構築しながら、担

い手の確保、雇用対策等を積極的に進めてまいりたいと思います。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） まず基本的な認識について、先ほどありましたとおり、これは公的な機関だけではなくて、民間の企業さんにおいても共通していることの質問となりますが、町長が言われますとおり、民間企業さんは民間企業さんで自ら人材を確保する…それはそのとおりであり、それが基本ですが、昨今、時代背景等みると、そこも町が下支えをすると、基盤は町が担うという意識が必要なんではないかなというふうに思います。

そこで、基本的認識ですけども、雇用人材確保の問題について…これは下川町だけの問題ではないんですが、社会問題であると同時に下川町における経済問題であると思います。

さらには、下川の地域の活力の問題、地域の基盤の問題という極めて重要な…全国共有している問題だというのはそれはそれとしてですね、下川町の現状…今後を考えると、極めて地域にとって重要な問題であると…活性化の面からも思いますが、そのへん町長の基本のお考えをお伺いいたします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 午前中の質問にもありましたように、下川町における業種、業態、そして公共の人材確保というのは大変苦慮しているところであります。これは下川町だけではなくて、少子化に伴う若者不足で、どうしても雇用に影響してくるところがあるのではないかと思います。

また、都市部にどうしても依存する若者が多くなって、どうしても小規模な自治体のところに労働力が不足してくるというのは紛れもない事実であります。

そういう中で、どういような…行政として補完をすることができるのかというのはしっかりと考えているわけでありまして、一つには、安心して暮らせる住宅対策というのが必要であろうということでもあります。それと、それぞれの職場で人材や人員を求めていくときに、やはり労働環境をしっかりとしていかなければならないとあります。

それに伴って、町では中小企業基本条例の中に、昨年度から福利厚生 of 条文をつくりまして、そして労働環境を充実して人材の受け入れをしていただきたいということで制度を進めているところでありますが、まだ残念ながら件数については非常に少のうございまして、これをもう少しアピールをしていってですね、労働環境を高めて、そして人材確保に努めていただきたいということを考えていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、本町においての条件不利なところというのを、行政として何がカバーできるかというのをしっかりと政策的に考えていながら、今後も人材確保に向けて取り組んでまいりたいと思いますので御理解をいただければと思います。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 雇用人材確保については、地域の極めて重要な問題だというのは共通認識をいただいたかなと思います。また、踏み込んだ対応策が必要だということも共有させていただいたかなと思います。

そこで、私が申し上げたいのは、今一定の成果が出ているという取組を更に加速させていくというタイミング…時期ではないのかなと思います。好循環を図っていくと。

そうすると、なかなか現状でも一定の成果はあるんですけども…これは成果をどう評価するかというのはあるんでしょうけども、抜本的に一步進んで、独自の政策展開をしない限りは解決していかない問題でないかなと思います。

そんな中で、先ほど各議員の方から質問があったところでございますけども、まずは町内の人材の確保、働き方が変わると…今も福祉施設で短時間でローテーションを組んで働くという…町内の人材の確保というのがあると思うんですね。それから、町外から人材を確保していくと。それと、短期的な政策と中期的な政策…先ほど町長からありましたとおり、短期的な政策…分かりやすい言い方しますと、今それぞれ活動されているのは、今持っている下川町の政策はあまり表に出ないで、企業さんからこういう人材が必要です、福祉については段階的に上げていきますよということなんですが、通常の求人町が窓口になってやっていると…ちょっと語弊があるかもしれませんが、そこにベースとなる町の施策…例えば町長が言った、人材が来ると住宅を確保していますよと。

住宅についても…これは広げた言い方かもしれませんが、なかなか新たなものを建てるとなると負担も大きい。先日の井戸ばた会議でちょっと出てましたけども、トレーラーハウス…こういうのも一つのアイデアでないかなと思います。

それから、先ほどいろいろ議論がありました職場環境の問題…いろいろございます。

そんな中で、先ほどもありましたとおり、27年の12月に総計審の後期の計画策定の中でですね、町外からの人材確保で、町内高校生の福祉・医療系学校進学への奨学金制度の創設、それから資格登録の仕組みをつくと。これは早い段階で政策化すべきだったというふうに僕は思うんですけども、これは職業の選択ですから、地元の高校生が…これ中期的な話です…地元に戻ってくる場合に、奨学金というよりは就学金のイメージを私は持っております。就学金を地元の高校生…これ近隣の自治体でも奨学金、就学金という制度が導入されているところが多々出ておりますが、しっかり地元の高校生…将来担いたいという人に対して、地域が人材を育てると、そしてその人達が中期的には地元に戻ってくると。

それから町外でいうと…ちょっと飛んじゃった話になってしまいますが…町外は資格を持っていてもなかなか…親の面倒をみななければいけないとか。総合的に考えて、実質…これどれだけの現実性があるかといいますと、そういう施設があつて、私は資格を持っていると、そして親がそこに入れるんであれば資格を持っている人が下川に来て働いてもいいと…現実的にどうか分かりませんよ。リップサービスかもしれません。そういう事実もございます。

ですから、一つだけでみるのではなくて、地域の課題を予告しながら総合的に独自の政策を打っていくと。そして、今やられている人材募集を…下川町に行くという制

度が町独自でございまして、そういう抜本的な…トータルの政策を打っていかない限りは…だからといって解決するという簡単な問題でないのは承知しています。でも、そういう独自の政策をオンしていかない限りは、解決の道筋が僕は見えないと思います。ですから、是非パッケージでですね、独自の政策を打っていただきたい。町民の方はいろんなアイデア、提案もお持ちになられています。先ほどありました地域の最も重要な課題でありますので、政策の順位を高めて是非やっていただきたいと思います。

それから、下川町は小学校、中学校、高校まで、環境教育の一環プログラムが組まれております。小学校の職場見学だとか、中学校の職場体験だとか、高校のインターンシップだとか、そういう本当に幅広い…やっぱりこれは中期的な話だと思いますけども、そういう取組をしていただきたいと思います。

その中で…具体的に実行する財源はどうするんだと、いろんな議員も質問されていて、いや財源が財源がと…これ財源解決して今こういう政策を打っていくのが僕は町長の仕事だと思うんですね。

やっぱり方針にあるとおりですね、事業の廃止・縮小、それから削減、それから選択と集中、これを方針のとおり明確に確実に実行すると。目標を定める…これはいいかどうかありますが、5,000万円財源を確保しよう、なんぼの事業を削減しよう、見直しをしようという、そういうトータルなことを考えていく必要があるのではないかなと思います。

是非町長には…最近、イノベーションという言葉も世に出回ってきているようでございます。新しいものを創造する、その中で重要なのは突破力、是非イノベーションを発揮していただいて、地域の最重要課題…これが最も上ということでもないんですけども、取組を新年度…町単独の政策を展開していただきたいと思います。

町長あれば…。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 多岐にわたって提言や意見をいただきましたので、いろいろとヒントもいただきました。それぞれ進める施策の中にかせるものは早くしてまいりたいなと思っております。

また、今いろいろと研究や検証をしているものもございまして、そういうところの裏付け…実際に成果、効果が出るのかどうかと、こういうところもしっかり見極めながら、今後、政策や施策に取り組む決意をしておりますので、またいろいろ御指導をいただければと思っております。

ちなみに、先ほどタウンプロモーション推進部の実績の数値を示させていただきましたけれども、これに関わらず、下川に移住、定住されている方々が増加してございます。

この11月末、社会と自然増減をいきますと、どうしてもマイナスになってしまいますけども、社会増でいきますと、この11か月の中で、およそ30人ぐらい下川町の人口が増えているということでもあります。北海道149の過疎指定を受けている市町村の中で、条件不利地域という…さらに特別過疎地域というのがたくさんあるわけでもありますけれども、そういう中では、下川町が社会増30人…いわゆる1%増えているということは、大変

な数値ではないかと思っております。

これには当然行政だけではできないものがありますので、民間事業者の方々のそれぞれの意識の持ち方、そして住民の方々の協力体制というのが必要になってきますので、総合的、体系的に今後も政策や施策を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 社会増ですね、何年からだったでしょうか…25年から下川町本当に社会増が逆転してですね、そういう好循環が生まれていると思います。と同時に一方で社会状況もあって、各自治体においても従前と違うような人口の動きがあるということもあるようでございます。

町長はこれも十分承知していると思いますが、いわゆる移住者の問題…何人入る…極めて重要ですが、一方で再流出という問題がございます。再流出のきっかけというものもあると思いますが、そのへんもいち早くですね、入ってきた人がまた出ていっちゃうというような状況もございます。そのへんの対策も総合的に検証、研究、検討ですか…していただければと思います。

それから、町の医療福祉の中でですね、これそう簡単にいかないんですけども、いつの時代も定員割れをする働く人達の中で定員を確保していく、いつの時代も働く人達のところに負担が下へ下へといっています。これはそう簡単にいく話ではないんですけども、そういうことで考えると、これはいろんな抵抗があるかもしれませんが、定員を縮小すると、その人員にあった規模にするということも一考ではないかなと思います。これは賛否両論あるのかもしれませんが、現場サイドの声としては、そういう声もあるように伺っております。

以上をもちまして、3点の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（木下一己君） これで春日議員の質問を閉じます。

以上で一般質問を終わります。

ここで、15時30分まで休憩といたします。

休 憩 午後 3時18分

再 開 午後 3時30分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6及び日程第7 継続事件審査結果報告を一括議題といたします。

両案につきましては、平成29年第3回定例会において、認定第1号「平成28年度下

川町各種会計歳入歳出決算認定について」及び認定第2号「平成28年度下川町公営企業会計決算認定について」を決算認定特別委員会に付託しておりましたが、認定すべきものと決定したとの審査報告がありましたので、審査経過の報告を求めます。

春日隆司 決算認定特別委員長。

○決算認定特別委員長（春日隆司君）平成29年9月15日開催の第3回定例会本会議において継続審査に付された事件について、会議規則第76条の規定により、次のとおり審査結果を報告いたします。

要点で報告をさせていただきます。

まず、審査の事件名。

認定第1号 平成28年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成28年度下川町公営企業会計決算認定について。

4日間にわたり、理事者及び関係課長等の出席を求め、決算審査を行いました。

慎重に審査を行うとともに、理事者の出席を求め、次の事項についての見解を求めました。

- ①健全財政の運営について
- ②事務事業の推進の在り方について
- ③機能が重複する組織・団体の在り方について
- ④雇用問題・人材確保について
- ⑤特用林産物栽培研究施設等の現状と今後の在り方について

審査結果、平成28年度一般会計決算は、歳入62億836万3,522円、歳出は60億8,557万6,202円で、差引残額が1億2,278万7,320円であります。

特別会計5会計の総額は、歳入が16億6,115万7,584円、歳出が16億1,611万6,841円、差引残額が4,504万743円であります。

平成28年度の予算に計上された各般の事務事業は、議決の趣旨に沿っておおむね適正な執行が行われており、平成28年度下川町各種会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算について、いずれも認定すべきものと決定しました。

審査意見。

- (1)健全財政の運営について

将来世代に負担を強いることのないよう、持続可能な財政基盤の構築に努められたい。

- (2)事務事業の推進の在り方について

事務事業の政策立案から決定、予算計上、実施については、住民ニーズを十分把握する中で、住民意向が反映できるよう努められたい。

補助金等の導入にあっては、国などからの信頼失墜に繋がらないよう予算措置の時期等についても十分考慮されたい。

- (3)機能が重複する組織・団体の在り方について

全額町費で運営しているタウンプロモーション推進部においては、関係する資金を含めると多額の事業費が投入されている。具体的な数値目標を明確にするとともに、組織の効率的運用に十分配慮されたい。

- (4)雇用問題、人材確保について

地域の総体的な活力の低迷に繋がりがねない。

そこで、抜本的な解決策へ本気度をもって早急に取り組むよう、雇用、人材確保対策の推進を図られたい。

(5) 特用林産物栽培研究所等の現状と今後の在り方について

それぞれの施設の現状を踏まえ、早期に最適化の方針を示すよう努めること。

以上でございます。

○議長（木下一己君） ただ今、決算認定特別委員長より審査経過の報告がありました
が、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、認定に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、認定に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号を採決します。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、認定第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第2号を採決します。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第8 議案第1号「下川町特別職の職員の給与等に関する

条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 1 号 下川町特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づく職員の勤勉手当の引き上げに伴い、特別職及び議会議員の期末手当を改めるため、「下川町特別職の職員の給与等に関する条例」及び「下川町議会議員の議員報酬額及び費用弁償に関する条例」を改正するものであります。

今回の改正内容につきましては、この度の一般職員の勤勉手当の引き上げとの均衡を図るため、議会議員及び町長、副町長、教育長の 6 月、12 月に支給する期末手当をそれぞれ 0.05 月分引き上げるものであります。

なお、改正に至る経過といたしましては、11 月 30 日に下川町特別職報酬等審議会を開催し、改正内容が適当である旨の御意見をいただいております。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 2 点ほどお伺いしますが、1 点目は、昨年の議案のときも同じ質問をしておりますので、同じような質問になるかと思うんですが、確認の意味もあって質問いたします。

1 つは、今回、一般職の勤勉手当の引き上げに伴う特別職等の期末手当の引き上げなんです。これらに対して提案理由では、特別職報酬等審議会では改正内容が適当であるという一行で終わっていますが、もう少し具体的に議論の内容等があればお知らせを願いたいことと、もう 1 点は、特別職三役というのは、町長、副町長、教育長というふうに条例で規定されておりますが、以前のように教育長が常勤の一般職という立場ではなくて、特別職という位置付けで今回条例措置されているにもかかわらず、報酬額が副町長等と違う理由。それから、期末手当の町長と副町長、教育長の支給率の違い…これがどうして違うのか。このへんの議論が報酬審議会ではなかったのか。あるいは諮問する側が触れないでいたのか。そのへん是非お聞かせ願いたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） 御質問にお答えしたいと思います。

はじめに、特別職等の報酬審議会での経過なんですけども、まず人事院勧告があつて、

11月17日に給与法案が閣議決定されました。これに基づいて報酬審議会を開いた旨を説明させていただいております。

その中で、期末手当0.1か月分の引き上げにつきましては、議員、特別職共に適当であると決定され、答申されたということになっておりますが、引き上げにつきまして…職員との均衡を図ることによる引き上げでございますが、審議会の委員の中でも管内の状況と比較しておりまして、管内の議員の期末手当の支給率につきましては、下川町は最も低い支給率になっておりまして、特別職、議員共に引き上げは適当であるという全会一致の意見でありました。

また、審議会の中での意見としまして、これまでの削減の経過、管内の他町村との比較、その成果から、議会議員及び特別職の報酬等については現時点では据置きとしつつも、町政の重要課題に取り組む町長と特別職、議員の職責はますます重要となることから、近隣の状況、社会情勢、地域経済状況など、さらには財政状況等を踏まえ、適切な改定に向けた検討が今後必要であるというふうに答申の中の意見としていただいております。

それから、審議会の資料として提出させていただいている中で、特別職のランク付けになりますけれども、今年11月現在ですが、年収ベースで19町村中、町長が14番目、副町長が12番目、教育長が11番目となっております。

それから議員さんの方で、まず議長が13番目、副議長が11番目、委員長が12番目、議員が12番目というようなランク付けとなっております。

その違いにつきましては、特に審議会の中では御意見等はありませんでした。以上になります。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 確認しますけれども、特別職報酬等審議会は、今回は新たな任期で、委員さんの変更はなかったということでしょうか。であれば、過去の削減された経過とかそういったことについては十分熟知されていて、そのへんの議論がなかったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） この度、委員さんの改選期に当たりまして、1名の委員さんが新たをお願いしております。

それから、説明の方ですが、委員さんの方からも経過の説明というか…御意見がありまして、事務局の方からもその経過につきましては説明させていただいております。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第1号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第9 議案第2号「下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第2号 下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。
本案は、本年8月、国家公務員の給与等の改正を内容とする人事院勧告に伴う改正であります。

今回の改正内容につきましては、勤勉手当を0.1月分引き上げるとともに、給料月額につきましては、全国の民間事業所平均給与額との較差を埋めるために、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置いた改定でございまして、平均で0.16%引き上げる内容であります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） 議案第2号 下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。

事前に配付させていただきました議案第2号説明資料の1ページになります。「下川町職員の給与に関する条例改正の概要」で説明をさせていただきます。

まず1の給料表の各給料表の平均改定率及び改定額でございますが、今回の人事院勧告に基づきます給与表の改定につきましては、若年層に重点を置きながら水準を引き上げたものとなっております。

表の一番右側の欄になりますが、全体の平均改定率及び改定額は、アの行政職で0.21%、621円の増。イの医療職では0.12%、594円の増となっております。

改定によります本町の全体の給料引上げ額は150万円ほどとなっております。

次に2の勤勉手当でございますが、今回の改正は、勤勉手当において年0.1月分の引き上げを行うものでございまして、表の中ほどの欄に改定後の支給率がございまして、6月及び12月の勤勉手当を0.05月分引き上げまして、0.90月分とするものでございます。

また、表の下の欄の平成29年度読み替えの欄ですが、本年度に限り6月手当につきましては0.85月分、12月手当につきましては0.95月分と読み替え、適用するものでございます。

なお、表の括弧につきましては、再任用職員に対する支給率となっております。

改定による勤勉手当の全体の引上げ額は592万円となります。

これらの改正に伴いまして、給料及び勤勉手当の改定額は、職員169人で合計741万円ほどとなります。

3の実施時期につきましては、給料表につきましては、平成29年4月1日に遡っての遡及適用となり、勤勉手当につきましては、平成29年12月1日からの適用となります。

以上であります。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第10 議案第3号「下川町環境共生型モデル住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第3号 下川町環境共生型モデル住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、低炭素社会の構築を目指し、住宅の建築、改修、建替え、居住等において、環境負荷が少なく、かつ快適な暮らしを実現させるための住宅の普及及び啓もうを図るために設置している「下川町環境共生型モデル住宅 美桑^{みくわ}」の管理について、管理事務の効率化と利用者サービスの向上を図るため、現在の使用料金制から利用料金制へ変更するために必要な改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、施設の使用に伴う料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金についての規定を設けるものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（木下一己君） 環境未来都市推進課長。

○環境未来都市推進課長（田村泰司君） 議案第3号 下川町環境共生型モデル住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

町長の提案理由にもございましたけれども、下川町環境共生型モデル住宅…エコハウスでございますけれども、エコハウスにつきましては、低炭素社会の構築を目指し、住宅の建築、改修、建替え、居住等において、環境負荷が少なく、かつ快適な暮らしを実現させるための住宅の普及及び啓もうを図るために、平成21年度に環境省の補助を受けまして、五味温泉の隣接地に建設したものでございます。

このエコハウスの管理につきましては、従前から五味温泉の指定管理者でございます「下川町ふるさと開発振興公社」に指定管理をお願いしているところでございます。

管理運営の実績につきましては、御手元に資料を配付させていただいておりますが、平成25年度からの実績につきましては、年間の利用者数としては900人以上の方に御利用いただいている施設でございます。

年度によって多少変動はございますけれども、年間約250万円前後の指定管理料を支

出いたしまして、指定管理者の管理費用といたしましては 260 万円から 270 万円程度の管理費用で管理運営を行っているところでございます。

一方、使用料収入としては、約 280 万円から 310 万円ほどの収入がございました。

エコハウスの料金の収受につきましては、これまで使用料として収入をしており、指定管理料を支出するかたちで管理運営を行っていたところでございますけれども、この度、指定管理者の更新に当たりまして、利用者サービスの向上と指定管理者の管理事務の効率化などのために、利用料金制に変更いたします…その必要な改正をこの度、行うものでございます。

それでは、条例の改正の内容につきまして御説明申し上げます。御手元に配付されております新旧対照表によって御説明いたします。

まず、第 10 条第 1 項「指定管理者による管理」ということで、第 3 号では「使用料の徴収又は収納」を「利用料金の収受」に改正。

次に、第 3 項では、「指定管理者」の後ろに「第 8 条及び第 9 条中「使用料」とあるのは「利用料金」と加えるものでございます。

次に、利用料金等、第 11 条「町長は、前条第 1 項の規定により、エコハウスの管理を指定管理者に行わせる場合は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、エコハウスの使用者からその使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。」

第 2 項「利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。」

第 3 項「指定管理者は、利用料金の全部又は一部を予約金として前納させることができる。」

第 4 項「指定管理者は、必要と認めるときは違約金等を徴収することができる。」など、利用料金制に変更するに当たって、下川町五味温泉の設置及び管理に関する条例の規定を参考に必要な規定を加えるものでございます。

なお、この第 11 条を加えることによりまして、規程の第 11 条以降、第 13 条までにつきましては、第 12 条から第 14 条まで 1 条ずつ繰り下げるものでございます。

以上、条例改正の内容についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がりましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） これについて 2 点ほどお伺いしたいんですが、まず提案理由にありますように、管理事務の効率化と利用者サービスの向上を図るということで、利用料金制の関係でございますが、この関係については、従来やっている指定管理者の方からこういう申し入れがあったのか。あるいは町の方で…28 年度まででしたら指定管理料よりも収入の方が多くて、貴重な財源を拠出する施設でありながら、あえて民間に収受するという事で指定管理をするというのですが、29 年度が…予算だけですから、どん

なふうになるか分かりませんが、現状では明らかに赤字のような感じです。ですから、これらを補填するというような意味でこういう現金収受にしたのか、そのへんの経過について一つお伺いしたいと思います。

もう1点は、条例の改正の手法なんですけども、この条例は第1条でも地方自治法とうたっているんですよ。今回、第10条でも地方自治法とうたってますよね。そして新たに加える11条でも、また地方自治法とうたっているんですよ。このへん…確かに下川町はじょうれいくんだかなんだかで改正手続きを簡素化しているというのは理解はしていたんですが、やっぱり同一条例の中に地方自治法というフルネームを何回も使うというのは、ちょっと幼稚でないかなと思うんで…これは別に間違いではないんだけど…改正する場合には全体を一度見て、本来改正すべきでないけれども、この機会に改正すべきところがあるかないかという確認をすることが私はいいんでないかなと思うんで、このへんについてはそのように…知っていればこうならなかったと思うんですが、今後そういった意味では改正の手法をしっかりと対応していくというふうなことがいただければ何も問題ないんですけども…1点目はどうしてもお話を聞かせてください。

○議長（木下一己君） 環境未来都市推進課長。

○環境未来都市推進課長（田村泰司君） 今回、利用料金制に変更する理由といたしましては、これまで…先ほども申し上げましたけれども…使用料ということで収入いたしまして、指定管理を支出するというかたちを取っておりました。

利用状況によって管理費用が変動するという側面もございますし、現指定管理者とのいろいろな管理上の打合せ等もございましたけれども、指定管理者側の会計処理が非常に複雑なかたちになっていたということでございまして、その点で利用者へのサービスの低下が懸念されることもございまして、今回、指定管理者との協議によりまして、この度…更新の時期を迎えておりますので、その際に利用料として指定管理者が直接収入して、利用者へのサービス向上に繋げていただくといったような観点で、管理事務の効率化を図りながらやっていきたいということで、利用料金制へ変更することとしたところであります。

この利用料金制を取ることによりまして、利用者へのサービスの向上に資することができまして、そのことで利用の促進に繋がると判断いたしまして変更したところでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 2点目の地方自治法の関係について、回答させていただきません。

じょうれいくんによりまして事務の効率化を図っていることから、こういったことが起こってしまいました。

御指摘のとおり、きちんと整理すべきものは整理したいと考えておりますので、今後、各担当も含めてスキルアップを図りながら取り組んでまいりたいと思います。よろしく

お願いいたします。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 1 点目については…指定管理の関係は、結いの森との関連もあるでしょうし、決算の関係では、これで五味温泉も含めると全て 3 つの施設が同じような取り扱いになるということでは非常に機能的でありますし、望ましいものだと思っております。ただ、穿った見方をすると、結いの森の指定管理をした…なんか付けにいったのかなという感じもしたものですから、そんなことがないということであれば本当に事務改善的な部分ではよろしいかと思えます。

2 点目は、正に副町長の仰るとおり、改正する都度であれば十分だと思います。わざわざその分だけ取り出して改正するような手間だけはかけないでいただきたいなと思っています。以上です。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 11 議案第 4 号「下川町廃棄物の適正処理及び資源化・再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 4 号 下川町廃棄物の適正処理及び資源化・再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、埋め立てごみの処理につきまして、平成 30 年 4 月から、名寄市、美深町、音威子府村とともに広域で処理を行うことに伴い、埋め立てごみ処理手数料等の見直しを行うため、条例を改正するものです。

御案内のとおり、埋め立てごみの広域最終処分場については、現在、名寄市に建設・整備を進めているところであり、下川町といたしましては、広域処理に係る住民の搬入負担の軽減を図るため、北町の処理場内に埋め立てごみの一時仮置き場…いわゆるストックヤードを建設しているところでもあります。

改正の主な内容は、埋め立てごみの広域処理化に伴いまして、平成 32 年度から埋め立てごみの処理手数料について、現行の家庭系 10 kg 43 円を 129 円に、事業系 10 kg 86 円を 172 円に引き上げようとするものであります。

また、処理手数料の引き上げにつきましては、経過措置を設け、平成 30 年度は現行金額に据え置き、平成 31 年度は家庭系 10 kg 86 円、事業系 10 kg 129 円、平成 32 年度から家庭系 10 kg 129 円、事業系 10 kg 172 円とするものであります。

さらに、現在、事業系資源ごみにつきまして 10 kg 86 円の処理手数料を徴収しているものを、家庭系資源ごみの処理に準じ、分別された資源ごみについては無料とするものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第 4 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 12 議案第 5 号「議会の議決に付すべき財産の取得について」を議題といたします。

本案につきましては、除斥の対象者がおりますので、地方自治法第 117 条の規定により、2 番 宮澤清士 議員の退場を求めます。

（宮澤議員 退場）

○議長（木下一己君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 5 号 議会の議決に付すべき財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が 700 万円以上となった契約につきまして、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めたものであります。

町有林は、現在、国有分収林 283ha を合わせて 4,703ha を管理しており、このうち人工林は 3,073ha で、循環型森林経営による計画的な森林整備を通じて、雇用の場の確保と木材の安定供給に努めているところであります。

しかし、地球環境の変化が原因といわれる突発的な気象災害によって、主伐間近の人工林が一夜にして倒れ、予測もできない被害にあった経験を踏まえて、町有林の資源構成に厚みを加えるとともに、森林の持つ公益的機能を保全していくことが必要と考えております。

この度の下川町森林組合所有林の取得につきましては、場所は珊瑚、上名寄、北町、三の橋で、町有林に接する面積 28ha、立木材積 2,439 m³の森林で、土地、立木合わせて 1,351 万 1,259 円で購入するものでございます。

これにより、循環型森林経営による地域経済の活性化と森林保全に繋がるほか、森林総合産業特区の取組など、更なる波及効果が発揮できるものと確信しております。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（宮丸英之君） 私から取得する財産の詳細について、説明をさせていただきます。

事前に配付させていただいております参考資料No.1「民有林取得予定位置図」を御覧いただきたいと思っております。

この度、下川町森林組合から購入しようとする土地の位置図でございます。緑色の部分が町有林でございます。赤色が今回取得を予定している箇所でありまして、場所につきましては、それぞれ…上名寄川向地区、珊瑚地区及び北町地区、三の橋地区になります。

面積につきましては、上名寄川向地区が 86,899 m²、珊瑚地区が 28,349 m²、北町地区が 145,902 m²、三の橋地区が 23,357 m²でありまして、合計で 284,507 m²であります。

また、これらの土地の地目につきましては、山林と公衆用道路であります。

材積につきましては、人工林が 1,281 m³、天然林が 1,159 m³で、合わせて 2,439 m³になります。

樹種といたしましては、人工林がトドマツ、カラマツ、アカエゾマツなどでありまして、

また、天然林広葉樹では、シラカバ、シナ、ニレ、イタヤなどが主な樹種となっております。

ります。

購入価格につきましては、土地代金として284万6,382円、立木代として1,066万4,877円でありまして、合わせて1,351万1,259円となるものであります。

この度の森林の購入後の町有林の管理面積につきましては、人工林で3,084ha、天然林で1,647ha、合わせまして4,731haとなる予定でございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 2つほどお伺いしたいんですが、1つは、提案理由で町長が述べられておりますが、取得する場所の関係についてはそれぞれ町有林に接するというふうにありますけれども、参考資料を見ますと、飛び地が若干みられると思います。

私の認識としては、町有林を将来的に取得する場合は、町有林に隣接していることを基本とするというのが町有林の取得の条件でなかったのかなというふうに認識しておりますが、そのへんについては、特に今回はこういった飛び地で取得する理由等について明確な理由があればお知らせ願いたいと思います。

さらに、今回取得したそれぞれの財産について、今後の対応としましては、林道整備も含めてどのような施業計画でされようとしているのか。特に林道の整備は具体的に考えられているのか、そのへんについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（宮丸英之君） 御質問にありました飛び地についてでございますが、仰るとおり北町地区の一部につきましては、町有林と少し離れている部分がございます。これまで町有林付きとして説明してまいりましたその目的といたしましては、町有林として一体的に管理するということが目的であります。今回のこの飛び地につきましては、若干離れてはいるものの林業作業道…路網で接続されておりまして、町有林と一体的に管理することに妨げはございませんので、そういった理由で今回購入するものでございます。

また、2点目の林道の整備でございますけれども、既存の林道等で一体的に管理できるものと考えておりますので、新たな林道というのは現在考えておりません。以上です。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 確認させてください。確か町有林5,000haを目標にして拡大し

ていくということだったかと思います。

今回、森林組合所有の取得なのですが、私個人の山というのは取得をしないんですか…それが第1点ですね…森林組合だけから購入するのか。

それから、例えば私有林を持っていて、森林組合に売買したと…そうした場合には森林組合から買うようになるんですが、それらのガイドラインみたいなのはあるんでしょうか。森林組合が何年取得したものを買うとかですね…これは基本的には森林組合がいつぐらいから持っている山なんですか。

先ほどちょっと聞き忘れたんですけども、施業計画の…伐採できる山なんですか…何年生ぐらい…。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（宮丸英之君） 取得先につきましては、従来から森林組合から取得しているところでございます。それにつきましては、森林組合として森林管理簿において管理している点や、また公平性、様々な要件を勘案して、これまで森林組合から購入してきております。

また、林齢等につきましては、人工林が5 齢級、7 齢級等が主なものでございます。

これらの齢級につきましては、伐採等は将来のものとなると考えております。

さらに天然林につきましては、12 齢級、13 齢級が主でございまして、天然林につきましては、今後、間伐等実施しながら、複層林等の管理をできるかなというふうに考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 先ほどあった…森林組合…何年ぐらいから…ずっと前から取得している山ですか。それと、先ほどあった…個人が森林組合に売却して、例えばすぐ森林組合から買うという…そのガイドラインみたいなのはあるんですか。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（宮丸英之君） 森林組合がいつからこれを取得しているかということについては、確認はしておりません。

また、森林組合が個人から購入して、町が購入する場合の…保持する期間ですとか…そういったものについても決まった定め等…ガイドラインはございません。いろんな要件を勘案しまして、その都度協議しながら進めております。以上です。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） そうしますと、例えば個人が今年売って、来年、森林組合から

買うということもあるという理解でいいんですか。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（宮丸英之君） そういうことも考えられると思います。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 基本的にですね、ケースバイケースという話は分かりますけど、基本的な考え方が…ガイドラインがあって、ルールがあって、そして原則があって、その後にくるのがケースバイケースという話なので…町民の方からすると不透明な部分もあるんじゃないのかなと思うんで、基本的な考え方はしっかり持つべきじゃないかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（宮丸英之君） 議員の言われたような意見も…今お聞きしましたので、今後そういったことも含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（木下一己君） よろしいですか…。

1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） この土地は…特に北町の方ですけども、そもそも最初から森林組合は持っていたんですか。それとも不在地主ですとか…そういうことで放置されていた土地を森林組合が購入したものを町が買うという…そういうことではないんですよ。そのへんはできれば正直にお答え願いたいと思います。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（宮丸英之君） 森林組合がこの土地についていつから所持していたかということについては、確認はしておりません。

○議長（木下一己君） 休憩を宣言します。

休 憩 午後 4時19分

再 開 午後 4時28分

○議長（木下一己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
答弁を求めます。

森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（宮丸英之君） 先ほどの御質問にお答えいたします。

今回、取得しようとする土地でございますけども、主にこの北町地区の 145,900 ㎡につきましては、以前、バブルの時期にこの一帯が全国各地に売られまして、所有者がバラバラになりました。それを昭和 56 年以降、森林組合が買い戻しつづけてきた土地でございます。取得年度はバラバラです。昭和 56 年から始まりまして、最近では平成 21 年度に取得したものが新しいものとなっております。

今回、これら北町の地区が一定程度の面積になりましたので、町が森林組合から購入するということになったところでございます。以上です。

○議長（木下一己君） 御理解いただけたでしょうか…。

森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（宮丸英之君） 今申し上げたのは北町の場所でございます、上名寄地区につきましては個人から…平成 27 年、三の橋につきましても個人から…平成 27 年、そして珊瑚につきましても個人から平成 26 年に森林組合が取得したものでございます。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 今後も 2 年で個人からの山は買うということでもいいんですか。個人が持っているのを森林組合…買ってもらって、2 年経つと町が購入できるという。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（宮丸英之君） 今後につきまして、そういう 1 年とか 2 年とかいうことではなくて、場所と面積、そして町有林として一体的に管理できるのか…そういうことを総合的に勘案し、検討して進めてまいりたいと思います。その上で、一定のガイドラインができるよう検討も進めてまいりたいと思います。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

ここで、宮澤清士 議員の除斥を解きます。

（宮澤議員 入場）

○議長（木下一己君） 日程第13 議案第6号「下川町道路線の廃止について」及び、
日程第14 議案第7号「下川町道路線の認定について」を一括議題といたします。

両案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第6号及び第7号 下川町道路線の廃止及び認定について
の両案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、「道路法」第10条及び第8条の規定により、町道路線の廃止及び認定を行う
ものでございます。

今回、対象となる町道「南4条通り線」は、起点を町道「中学校通り線」、終点を町道
「24線」とする路線であります。宿泊研修交流施設の建設に伴う道路改良舗装工事が
完成したことから、起点及び終点を変更するための廃止及び認定を行うものでございま
す。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほ
どお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よ
ろしくお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） それでは私の方から、議案第6号 下川町道路線の廃
止及び、議案第7号 下川町道路線の認定の概要につきまして、議案第6号及び議案第
7号の参考資料に基づき御説明申し上げます。

参考資料のNo.2「下川町道路線の廃止及び認定位置図」…こちらの方を御覧いただき

いと思います。議案につきましては、24 ページ、25 ページとなっております。

この度の町道路線の廃止及び認定の対象となる町道につきましては、共栄町のにぎわいの広場南側の町道「ふるさと通り線」と平行する町道でございまして、提案理由にもありまして、本年 9 月に完成しました宿泊研修交流施設「結いの森」の建設に伴うものでありまして、従来の町道「南 4 条通り線」の敷地の一部が宿泊研修交流施設の敷地として必要になったこと、当該町道の老朽化等に伴いまして、道路改良舗装工事を施し、交通の安全と利便性の向上を図ったところでございます。

はじめに、廃止をお願いする路線でございます。こちら点線の部分となっております。

起点を町道「中学校通り線」、南町 88 番地地先として、終点を町道「24 線」、共栄町 5 番地地先とする延長 283.04m の路線でございます。

次に、認定をお願いする路線でございますが、こちら実線となっております。

起点を町道「ふるさと通り線」、南町 90 番地地先として、終点を町道「ふるさと通り線」、共栄町 5 番地地先とする延長 180.64m の路線でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 6 号と議案第 7 号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がりましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 1 点お聞きしたいんですが、これ両方合わせると 102.4m の町道路線が廃止になっているんですが、そのうち中学校通り側の方の若干廃止されている部分…これについては、その後、町有地として残って管理するのか。ここの先にある民間の…燃料タンクのある業者に払い下げたりするのか。そういったことの検討というのはあったんでしょうか。ちなみに、この…100m 近くやると、交付税どのぐらい減少になるんでしょうか。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） ただ今の先の方の御質問にお答えしたいと思います。

今回の始点の設定につきましては、これまでの利用実態…取付道路として利用実態がございましたので、その際に地先の方たちの意見や、先ほど申しました燃料の供給事業者…灯油などの燃料タンクがございまして、こういう方たちの利用状況を確認しながら、このようなかたちで設定させていただきました。

その後の廃止する部分の敷地につきましては、町の所有となっておりますが、それに関して私が知っている範囲内では、その業者さんに売り渡すとかそういう話は聞いてはございません。以上でございます。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） その部分について面積はどのぐらいあるんですか。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） すみません。手元に資料がなくて面積まで押さえておりませんでした。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） こんなこと言ったら変ですけども…この後、補正とか何かで説明していただける機会があるので、その時にこの部分だけは知らせてほしいのと、僅かな土地を町有地として残しておくことを…ちょっと考えてね、地先の人に処分するなら処分するとか、地先の人があるがなかったら出入り等に困るのであれば買っていただくとか、別なところから出入りするからもういらぬよというのであれば町道路線は廃止しないで、このまま中学校通りまで延長して残しておくことで交付税をしっかりと稼いだ方がいいと思うんですよ。ちょっと乱暴な言い方でしたけども、そんなふうを考えて町道路線の廃止も認定もやった方がいいかなと思いますので、質疑からちょっと逸脱しましたけども、以上で終わります。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） 先ほどの交付税の関係なんですけども、ざっと弾いてきたところで申し訳ないんですけども、メーター210 円ぐらいの影響があるというふうに押さえております。100mですので全体で2万1,000円ぐらいかなという感じでおります。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第15 議案第8号「下川町環境共生型モデル住宅 美桑（みくわ）の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第8号 下川町環境共生型モデル住宅 美桑（みくわ）の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

本案は、公共施設の管理運営について、指定管理者に行わせようとするものでありまして、「地方自治法」第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者には、平成25年4月から指定管理者として当該施設を管理運営している「一般財団法人 下川町ふるさと開発振興公社」を選定するものであり、当該施設に隣接する五味温泉と併せて管理運営をすることにより、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できる見込みがある団体として最善であると判断し、公募によらず候補者を選定いたしました。

指定期間は、平成30年4月1日から32年3月31日までの2年間とするものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） 議案第8号 下川町環境共生型モデル住宅 美桑（みくわ）

の指定管理者の指定につきまして、議案書により説明させていただきます。議案書の 26 ページになります。

環境共生型モデル住宅 美桑（みくわ）につきましては、11 月 30 日に開催いたしました指定管理者選定委員会におきまして、現在、五味温泉の指定管理を行っております「一般財団法人 下川町ふるさと開発振興公社」を公募によらず指定管理者候補者とするのが適当と結論付け、候補者として選定し、町長に報告した経過であります。

公募をしない具体的な理由といたしましては、五味温泉の隣接地であることから、利用者の利便性や安全確保が図られること。利用者に対して食事や入浴など、相乗的なサービスの提供が図られること。美桑と五味温泉の両施設と結いの森の 3 施設を併せて管理運営することにより、効率的な運営が可能であり、経費の節減が図られること。3 施設の空き室情報など、宿泊体験者への対応が迅速に行えることなどによるものであります。

なお、指定管理者の指定期間につきましては、五味温泉の周期及び結いの森の周期に合わせまして、今回、平成 32 年 3 月 31 日までの 2 か年として見直しをするものであります。以上であります。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 8 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 16 議案第 9 号「平成 29 年度下川町一般会計補正予算（第 7 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 9 号 平成 29 年度下川町一般会計補正予算（第 7 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 29 年度一般会計の第 7 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 1,527 万円を減額し、総額を 55 億 8,247 万円とするものであります。

今回の補正の要因につきましては、人事院勧告によるもの、補助採択によるもの、緊急を要するもの、事務事業の確定及び見込み等によるものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、総合行政システム導入事業に係る経費を。

民生費では、福祉灯油購入助成に係る経費を。

衛生費では、病院事業出資金を計上しております。

農林業費では、農業研修道場整備事業に係る経費、民有林野購入経費、市街地地域熱供給システム拡大可能性調査に係る経費を計上しております。

商工労働費では、快適住まいづくり促進事業、中小企業振興事業、集落創生事業に係る経費を。

土木費では、公営住宅管理事業に係る経費を計上しております。

給与費では、人事院勧告に伴う給与改定及び異動等による人件費を計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、国・道支出金、繰入金、町債を計上しております。

第 2 条の債務負担行為補正につきましては、農業者が借り入れた新農業基盤活性化資金に対する利子補給の期間及び限度額を定めるものでございます。

第 3 条の地方債補正につきましては、事業の確定による変更となっております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 市街地拡大…バイオマスの関係で、可能性調査に関して質問させていただきます。

森林バイオマス熱電事業については、町長の重い決意の下に取り組み始めたところでございますけれども、先般、これまでの経緯を踏まえて、三井物産との事業計画については白紙に戻すと…11 月 8 日だったでしょうか…行政報告がございました。

その中で、各構想の具現化を進めていくと、そんな中で、関係団体、町民等の参加を得ながら、そして改めて事業計画を策定するという報告をいただいたところでございます。

まだ事業計画というのは…皆さんの意見を聞くということで…これからだと推察いたしますが、具現化ということで、今回の関連で熱電が構想になっていたと思うんですが、電気…これは構想の具現化の中で…これは生きているという理解でよろしいのでしょうか。

それと、今回の補正で挙がっている市街地の調査については、先般、行政報告を受けた…これが事業計画なのか、事業計画の一部なのか、事業計画と全く別なものになるのか、その点と、事業計画はどのようなスケジュール…イメージでお考えになっているか…今現在で、お分かりになればお願いいたします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 今回、可能性調査の…一般会計に基づいて補正で計上させていただきますけれども、先般、行政報告にて白紙に戻すということを皆さんに報告させていただいたところでございます。これについては、熱電併給事業…三井物産と町との連携によって地域内にネットワーク化を図っていくという、こういう計画を振り出しに戻してですね、そしてリセットして再計画を立てるという考え方があります。

あくまで発電については、これは可能性を諦めてございませんので、バイオマスだけに限らず、下川町として、エネルギー政策の中でこの発電というのは…バイオガスもありますし、またその他の再生可能エネルギーの可能性はございますので、こういうところは限りなく探求をしてみたいと、このように考えております。

そして、今回の拡大可能性調査につきましては、一定程度ゾーンを決めまして、そのゾーンの中で面的に拡大していくことができるかどうかと。特に公共施設を中心とした調査をさせていただいて、そして次の計画立案に進めてまいりたいと、このように考えておりますので御理解いただければと思います。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 分かりましたけど、確認の意味です…これは事業計画の…積極的に町民などの意見を聞いて事業計画を立てていくという、その事業計画の中の一部という理解でよろしいんですか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 調査でございますので、どこまで住民の方々や事業者の方々に意見を聞くかというのは、今後ちょっと詰めていかなければならないと思いますけれども、いずれにしても計画立案の際には、いろいろこれまでに御指摘されたところもございますので、そこの整備をしっかりと図ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっています議案第9号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合により、同規則第9条第2項の規定によって、会議時間を延長いたします。

○議長（木下一己君） 日程第17 議案第10号「平成29年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第10号 平成29年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年度下川町下水道事業特別会計の第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ23万円を減額し、総額を2億2,571万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、公共下水道費で、人事院勧告に伴う給与改定により、給料、職員手当及び共済組合負担金を増額計上するほか、事業の確定に伴い、工事請負費及び備品購入費を。公債費では、長期債償還利子を減額計上しております。

なお、歳入では、財源調整に伴い、一般会計繰入金を減額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 10 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 18 議案第 11 号「平成 29 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 11 号 平成 29 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 29 年度簡易水道事業特別会計の第 3 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 251 万円を減額し、総額を 8,996 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務管理費で、人事院勧告に伴う給与改定及び職員の異動により、給料、職員手当、共済組合負担金、退職手当組合負担金を減額計上し、財源調整に伴い、簡易水道施設基金積立金をそれぞれ増額計上しております。

施設管理費では、事業の確定に伴い、工事請負費及び備品購入費を、建設事業費では、工事請負費をそれぞれ減額計上しております。

なお、歳入では、歳出の補正減に伴い、負担金、基金繰入金及び町債を減額計上するほか、雑入では、消費税及び地方消費税額の確定に伴う還付税額を増額計上しております。

次に、第 2 表の地方債の変更につきましては、民間賃貸住宅分譲地内配水管新設工事の確定に伴い、簡易水道事業債を減額するものでございます。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

- 議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

- 議長(木下一己君) 討論なしと認めます。
これから、議案第11号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(木下一己君) 起立多数です。
したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長(木下一己君) 日程第19 議案第12号「平成29年度下川町介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

- 町長(谷一之君) 議案第12号 平成29年度下川町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年度介護保険特別会計の第2回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ213万円を追加し、総額を4億3,611万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、人事院勧告に伴う給与改定等に係る人件費及び介護保険制度改正に伴うシステム改修経費を増額計上しております。

歳入につきましては、国庫支出金及び繰入金を増額計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ332万円を減額し、総額を3億1,358万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、人事院勧告に伴う給与改定等に係る人件費及び事業の確定により減額計上しております。

歳入につきましては、繰入金を減額計上しているところであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第12号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第20 議案第13号「平成29年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第13号 平成29年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。
本案は、平成29年度国民健康保険事業特別会計予算の第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ196万円を追加し、総額を6億728万円とするものであります。
補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、総務費で、給与改正に伴う職員手当等を増額するとともに、制度改革に伴うシステム構築のための負担金を増額しております。

また、財源調整のため、基金積立金を減額計上しているところであります。

歳入につきましては、システム構築経費に対する国と道からの特別調整交付金を増額計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 参考のために教えてください。56ページの歳出…負担金、補助及び交付金のところで、北海道クラウド構築業務というのがあるんですけども、このクラウド構築業務とは…システムの改修とかそういうことなんでしょうか、そのへん教えてほしいと思います。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 回答させていただきます。この北海道クラウド構築業務負担金196万円の計上でございますが、これにつきましては、来年4月から大きく国民健康保険の会計が変わりまして、市町村で今行っている保険事業そのものなんですけども、医療費の支払い等の関係については北海道に全部…財政を移管するようなかたちになります。

窓口業務としては特に変わらないんですけども、今まで役場の方でコンピュータのサーバーで全部処理していたものを一括して北海道のサーバーの方にデータを送り込むようなかたちにして、事務の効率化を図っていく経費と御理解いただきたいと思います。

これをやることによって、自動的に…今まで調査をしたりして報告したもの、または月報等の報告等も効率化できるものと思っております。

今回、この事業状況報告システムクラウド、月報クラウド構築経費負担金も含めて、今回196万円という負担金を計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 分かりました。それです、機能が便利になると…ちょっと間違えて入力してしまうと…そのままいって後でまた大きな問題になると思いますので、そのへん十分に入力の際は気を付けていってほしいと思います。以上です。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第21 議案第14号「平成29年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷一之君) 議案第14号 平成29年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年度後期高齢者医療特別会計予算の第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ31万円を減額し、総額を5,728万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、額の確定により、北海道後期高齢者医療広域連合に対する事務費負担金を減額し、保険料等負担金を増額計上しております。

歳入につきましては、額の確定により、一般会計繰入金を減額計上しているところであります。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長(木下一己君) ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。
これから、議案第14号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。
したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第22 議案第15号「平成29年度下川町病院事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長(谷一之君) 議案第15号 平成29年度下川町病院事業会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的支出において、病院事業費用を769万円増額し、支出総額を5億6,353万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、人事院勧告に伴う給与改定及び職員の異動等により、医業費用の給与費を増額補正し、特別損失の過年度損益修正損において、2月、3月分の診療報酬の調定額に対する減額分を増額補正するものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。収入では、出資金の一般会計出資金を145万円増額し、収入総額1億1,392万円とし、支出におきましては、企業債償還金を290万円増額し、支出総額を1億1,779万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、CT機器、電子カルテ等の導入に伴う企業債償還元金を増額補正するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、事務長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（木下一己君） 町立病院事務長。

○町立病院事務長（三条幹男君） それでは、私の方から説明をさせていただきます。

議案第15号 平成29年度下川町病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、議案第15号説明資料の補正予算概要書により説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出における補正の要因といたしましては、人事院勧告に伴う給与改定及び異動等による補正でございます。

補正の内容といたしましては、給与費の給料、手当分の計388万円のうち、人事院勧告に伴うものは131万円、異動等によるものは257万円となり、法定福利費及び退職手当組合負担金につきましては、人事院勧告、異動等によるルール計算により算出しております。

また、特別損失におきましては、過年度損益修正損188万円を増額補正しております。

補正の内容といたしましては、2月、3月分の国保、社保の診療報酬の過誤、返戻分の確定によりまして、調定の減額分188万円の補正を行うものでございます。

次に、資本的収入及び支出の補正要因といたしましては、X線CT購入設置整備、電子カルテ導入による企業債償還元金の補正でございます。

はじめに、資本的収入では、企業債償還元金の2分の1の145万円を一般会計出資金として補正増をするものでございます。

また、資本的支出では、企業債償還元金290万円を増額計上してございます。

内訳といたしましては、CT機器購入設置工事、電子カルテ導入分の病院事業債借入れ2,590万円の償還元金、そしてこれから整備をしておりますが、地域連携ネットワーク構築のための借入金300万円の償還元金、合わせて290万円を補正増するものでございます。

なお、病院事業債は、償還元金の据え置き期間がありませんので、借り入れた当年度から償還が始まるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 15 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 23 総務産業常任委員会から道外所管事務調査結果報告を行います。なお、報告事項については、印刷して御手元に配付してありますので、委員長の報告は簡潔にお願いいたします。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 平成 29 年度道外所管事務調査について、会議規則第 76 条の規定に基づき報告いたします。

調査を行って、今後の行政推進に資するものであります。

調査の内容は、小国町、梶原町の環境モデル都市の取組、梶原町の小中一貫教育についてでございます。

目的と必要性でございます。

地域資源をいかしながら低炭素社会づくりを独自の政策で推進している「アライアンス協定」のパートナーである小国町と梶原町の先進的、先駆的事例を調査するものであります。

小国町は、九州のほぼ中央に位置しておりまして、熊本県の最北端で、総面積の約 78% を山林が占めております。

小国町の全体構想は、地理的条件や地域資源を最大限いかして取組を進めております。

次のページでございます。ヒヤリングの内容でございます。

小国町は、町有林を民間活力により植林を推進するために、民間への払い下げを行っております。

地熱発電について、住民自身で地熱開発を検討して、住民 26 名が出資する合同会社を立ち上げ、環境や地域への影響を考え「小さな発電所」を計画、周辺地域に配管を敷設して発電所で利用しない熱水を地域へ供給するなど、再生可能エネルギーである地熱を最大限に地域振興に活用するため、平成 27 年、日本で初めて住民主体でつくられた「小

さな発電所」が商用運転を開始しております。

地熱の輻射熱を利用して、木材乾燥施設が整備されております。

次のページでございます。所見でございます。

民間活力をいかして植林を推進してきた歴史があります。

温泉蒸気を利用し、熊本県発のバイナリ方式の温泉発電所を導入して、周辺環境に負担をかけることなくエネルギーの有効活用を図っております。

住民の目に見えるかたちで低炭素化の事業を推進されております。

次のページでございます。

これらを踏まえて、下川町においては、地域資源から最大限の利益を確保して、経済循環を続ける安定した経済社会を築くようリーダーシップを発揮し、主体性をもって持続可能な発展のための取組を進めていくことが重要であります。

高知県の梶原町でございます。

梶原町は、町面積の91%を森林で占めております。

次のページでございます。

全体構想は、生きものに優しい低炭素社会の実現とエネルギー自給に貢献するという目標を達成するために、各取組方針を定め進めております。

次のページでございます。調査のヒヤリングの内容でございます。

エネルギーの地産地消で低炭素なまちづくりを進めております。

風力発電の事業化に向けて1年かけて調査を実施して、年平均風速7.2m/s。平成11年運用開始をしております。

売電収入は、環境基金として、間伐促進、太陽光発電、住宅の改修（ペアガラス）支援などに充てております。

次のページでございますが、町独自の政策を展開しており、満足度が高まってきております。

所見として、梶原町は、環境に配慮し適切に管理された森林を活用し、資源の循環利用を行っております。

2 基の風車が環境対策の原資を生み続け、風から得た資金を活用して太陽光発電などの地球に優しいエネルギーをうまく使った機器の普及を図っております。

梶原町の先駆的な事例を踏まえて、下川町においては、森林資源だけではなく、地域には雪氷など様々な資源が存在します。地域資源の掘り起こしを行い、地域資源から最大限の収益を確保し、経済循環を続ける安定した経済社会を築くよう、リーダーシップを発揮し、持続性のある発展を図っていくことが重要であります。

次のページ、梶原町の小中一貫教育についてでございます。

梶原町では、平成23年度に小中一貫教育校「4・3・2」制をスタートさせました。

所見といたしまして、近年、教育カリキュラムにおける現行の「6・3・3」制を見直す動きが広がって、小中一貫教育や中高一貫教育を導入する地域、学校が増加してきております。

次のページで、小中一貫教育のメリットとしては、9年間一貫した体系での学習で特色をいかした独自のカリキュラムによって、個性・才能を伸ばすことができることが考えられます。

一方で、デメリットとしては、中だるみしてしまう、校風が合わなかった場合、対処が難しいなどが考えられます。

これらを踏まえて、下川町としては、人づくりが魅力ある地域社会の形成には欠くことができないものであります。

時代の変遷と全国的な先駆的事例をみますと、まず、現行の教育カリキュラムや仕組みなどを検証する時期であります。そして、地域の特性に応じた最善の新たな教育システムを確立する必要があります。以上でございます。

○議長（木下一己君） 以上で報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第 24 総務産業常任委員会から町内所管事務調査結果報告を行います。なお、報告事項につきましては、印刷して御手元に配付してありますので、委員長の報告は簡潔にお願いをいたします。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 平成 29 年度町内所管事務調査結果について、会議規則第 76 条の規定に基づき報告をいたします。

調査内容でございます…8 点でございます。

1 点目、畜産クラスター関連事業（株式会社 エスツーファーム）でございます。

本施設は、先駆的な近代化の生産施設であります。本町の基幹産業である酪農業の発展と安定化のため、関係機関等との更なる連携強化を図る必要があります。

2 点目、事業承継事業（株式会社 阿部養鶏場）でございます。

今後、6 次産業化の計画もあることから、事業の拡大などによって地域産業の発展にも繋がることを期待するものであります。

3 点目、管理運営状況（五味温泉）でございます。

地域の取り巻く環境などを十分に踏まえ、集客に結び付く施設の改修、改善に関する基本計画を早期に立てる必要があります。

4 点目、宿泊研修交流施設でございます。

当初の利用計画の実効性は厳しいと思われれます。交流人口の増加に向けた確実性のある政策立案の下、確実な実行を図っていく必要があります。

5 点目、コモレビ利用状況及び運営状況でございます。

関係する団体等からなる協議会で協議することになっておりますが、開催されていない状況であります。設置目的を踏まえて、施設の効果的な運用を図り、産業の振興を図っていく必要があります。

また、野外交流スペースについて、イベント時などを含めて効果的な利活用が図られるよう、関係団体等の要望、意向等を十分把握して、必要に応じては適切な整備を行う必要があります。

6 点目、下川中学校。

豊かな知性を持ち、逞しい意志でやり抜く生徒教育に当たり、保護者、学校運営協議会や関係団体等と更なる連携強化を図る必要があります。

7 点目、防火池でございます。

日頃より火災予防と危機管理には万全を期す必要があります。その中で、防火池の点検、管理、整備についても基本的な方針を明確化し、実行する必要があります。

8 点目、新規就農促進住宅及び農業研修道場でございます。

設備・機械等の整備は、関係者、農業者等からの専門的意見、指導を受け、行うように意見してきたが、実行されておらず、今後の管理運営に様々な問題が生じることが予想されます。問題点を十分把握、認識し、管理運営に万全を期す必要があります。

総括として4点。

1 点目、公共施設へのF S C材の使用は定着化してきております。地域内の取組をシヨーカーケース化するなど、地域外へのF S C材の利用、普及拡大に向けた取組を一層進める必要があります。

2 点目、現状を踏まえまして、地域資源ともいえる景観に配慮した公共施設の在り方について、基本的な考え方について議論が必要な時期にきております。

3 点目、建設工事の請負業者等の安全管理の指導を徹底する必要があります。

4 点目、公共施設の看板について、外国語表示を徹底すること。

以上でございます。

○議長（木下一己君） 以上で、報告を終わります。

○議長（木下一己君） これをもちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

委員会における議案審査のため、12月15日、午後3時まで休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認め、12月15日、午後3時まで休会とすることに決定いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午後5時25分 散会